

子どもの貧困に起因する 少年非行・犯罪への対応のあり方

——子どもの成長発達を支える立場から——

小 松 堯
(法学専攻 公務行政・コース)

目 次

- 第1章 はじめに
 - 第1節 問題の背景
 - 第2節 本論文の検討方法
- 第2章 「子どもの貧困」について
 - 第1節 「子どもの貧困」の原因とその影響
 - 第1項 「子どもの貧困」の現状とその要因
 - 第2項 「子どもの貧困」がもたらす社会的排除
 - 第2節 「子どもの貧困」と非行の歴史的検討
 - 第1項 1945年から1960年代の情勢
 - 戦後復興期から高度経済成長期——
 - 第2項 1945年から1950年代における非行と貧困の関連
 - 第3項 1960年代における非行と貧困の関連
 - 第4項 1970年代から1980年代の情勢
 - 都市化と豊かさの安定の時代——
 - 第5項 1970年代における非行と貧困の関連
 - 第6項 1980年代における非行と貧困の関連
 - 第7項 1990年代から2000年代、2010年代の情勢
 - バブル崩壊と不安定な社会、そして現代へ——
 - 第8項 1990年代における非行と貧困の関連
 - 第9項 2000年代、2010年代における非行と貧困の関連
 - 第3節 貧困が少年非行・犯罪に与える影響の関連性の検討
 - 第4節 小 括
 - 「子どもの貧困」への対応を検討する意義——
- 第3章 子どもの権利としての「健全育成」
 - 第1節 「健全育成」の権利性について

- 第1項 「健全育成」の構成
- 第2項 旭川学力診断テスト訴訟にみる「健全育成」
- 第3項 木曾川・長良川事件からみる「成長発達権」
- 第2節 「健全育成」の再検討
 - 第1項 少年保護法制について
 - 第2項 少年法における「健全育成」について
 - 第3項 児童福祉法における「健全育成」の意味
 - 第4項 子どもの権利条約の「成長発達権」の意味
- 第3節 小 括
- 第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律と大綱
 - 第1節 子どもの貧困対策の推進に関する法律について
 - 第2節 子どもの貧困対策に関する大綱について
 - 第3節 法律と大綱の問題点の検討
 - 第4節 小 括
- 第5章 「子どもの貧困」に対する実践活動のあり方
 - 第1節 地方公共団体や民間団体による実践活動とその問題点
 - 第1項 地方公共団体による実践活動
 - 第2項 民間団体による実践活動
 - 第2節 「子どもの貧困」に対する実践活動の新たなあり方
 - 第1項 実践活動の検討
 - 第2項 「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪に対する実践活動への提言
- 第6章 おわりに

第1章 は じ め に

第1節 問題の背景

少年非行・犯罪の要因の1つとして、近年再び言及されている「子どもの貧困」は、社会問題としても注目を集めている。「子どもの貧困」は、「子どもが経済的に困窮な状態に置かれ、子ども期における発達の段階における様々な機会が奪われた結果、子どもの人生全体に影響をもたらすような深刻な『不利』を負うような状態¹⁾」である。日本の子どもの貧困率²⁾は、2015年の段階で13.9%³⁾となっており、2010年になされた子どもの貧困率の国際比較⁴⁾では、OECDの子どもの貧困率の平均が13.3%なのに対して、日本は15%弱と平均を超え、国際的に見ても日本の子どもの

貧困率は高いことがわかる。

また、日本、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカの5カ国における少年と青年⁵⁾の非行犯罪に関する統計比較⁶⁾を見てみると、検挙人員中の少年人口比については、ドイツ、フランス、イギリス、日本、アメリカの順で多く、青年ではドイツ、イギリス、アメリカ、日本の順に多くなっている。しかし、他国との比較で、日本の検挙人員中の少年及び青年人口比が、他の国より低いから問題とならない訳ではなく、日本における少年による非行・犯罪の背景に何があるのかを分析すること、またそれにどのように対応していくのが、日本国内における政策としては重要である。そこで、非行少年の家庭の経済状況における調査⁷⁾についてみると、貧困層に属する家庭の少年による非行の問題が浮かび上がってくる。

「子どもの貧困」は、戦後から現在に至るまで、直接的または間接的に少年非行・犯罪と関係性を有しており、戦後すぐには、貧困から脱出するために非行・犯罪をおこなうという形で貧困が非行・犯罪に直接的に影響していることが窺われた。これに対して、1950年代以降は、経済的貧困な家庭環境が親と子の情緒的つながりを弱め、間接的に不健全な育成につながり、その結果として、非行が顕在するという形で間接的に影響を与えているのである。

このような少年の非行・犯罪との関連性を有する「子どもの貧困」に対して、日本政府は、2015年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定すると同時に「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、大綱）を定め、「子どもの貧困」問題に対して積極的に取り組む姿勢を示した。しかし、政府が法律を定めるよりも早くから、地方公共団体や民間実践団体は「子どもの貧困」に対する実践活動に取り組んでいる。しかし、それらの実践活動は、各主体同士での連携が不十分であったり、支援をおこなう側からは貧困状態を把握するのが困難であったりする問題が存在している。

そのため、今一度、少年非行・犯罪と「子どもの貧困」の関連性を明らかにした上で、少年が健全に成長発達できるような対応の今後の支援のあ

り方を、理論的・実践的に検討することが求められているといえよう。

なお、本来的には、社会構造から生じる貧困への対応など長期的な課題への政策的対応も考えなければならないが、現に貧困によって、苦しい状況にある子どもへの支援のあり方をまずもって検討することが重要であるとする。そこで、本論文においては、現に貧困によって厳しい状況にある子どもへの支援のあり方の検討を行う。

第2節 本論文の検討方法

本論文における検討方法は、次の通りである。

まず、第二次世界大戦敗戦後から現代に至るまでの「子どもの貧困」、少年非行・犯罪の各時代での語られ方や特徴を明らかにした上で、その両者の関係性を検討し、「子どもの貧困」がどのように少年非行・犯罪の一要因として捉えられるのか、また、その対応のあり方を検討することによってどのような意義があるのかを明らかにしたい。

次に、「子どもの貧困」への対応のあり方を検討する上で、その指針となる少年保護法制における「健全育成」の意味内容や、日本の司法における「健全育成」の権利性の語られ方を検討する。それらをもとに、少年法や児童福祉法における「健全育成」や、子どもの権利条約における「成長発達」の意味とその関連性を明らかにして、あるべき「健全育成」のあり方についての検討をおこなう。

加えて、現在、日本で取り行われている「子どもの貧困」対策に関する法律や実践活動などを確認した上で、それらの問題点や、どのような実践活動が少年の健全育成に資するものであるのかを検討する。最後に、それらの検討を踏まえて、「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪に対する対応の今後のあり方を提示する。

第2章 「子どもの貧困」について

第1節 「子どもの貧困」の原因とその影響

第1項 「子どもの貧困」の現状とその要因

「子どもの貧困」は、経済的に困窮した状態に置かれ、発達の段階における様々な機会が奪われた結果、子どもの人生全体に影響をもたらすような深刻な「不利」を負うような状態とされている⁸⁾。しかし、国が定めた「子どもの貧困」対策の推進に関する法律や大綱では、「子どもの貧困」に関しての明確な定義を定めないまま、13の指標⁹⁾を掲げている。松本らの指摘によると、その指標の改善が「子どもの貧困」の解決として考えられているとされる¹⁰⁾。

日本における2012年の子どもの貧困率は16.3%¹¹⁾となっており、当時6人に1人が貧困状態にあると指摘されていた¹²⁾。その中でも、子どものいる現役世帯で、ひとり親の場合の貧困率が、2012年では54.6%となっている¹³⁾。このような「子どもの貧困」にはどのような要因が存在するのだろうか。その大きな要因として、親の貧困があると指摘されている¹⁴⁾。

まず、親が貧困となる背景の1つとして、親の学歴の低さが指摘されている。親の学歴が低いと、低収入の職にしか就けず、最終学歴によって賃金に差が生じてしまう。厚生労働省の統計によると、平成28年度における賃金格差を示すものとして、それぞれの平均月収が、20-24歳の男性の大学・大学院卒で227,000円、高専・短大卒で204,200円、高卒では201,000円となっている。女性では、大学・大学院卒で220,000円、高専・短大卒で201,200円、高卒で183,300円となっている¹⁵⁾。このことから、最終学歴により、賃金格差が生じ、親が貧困状態に陥った結果、直接的に「子どもが貧困」状態による影響を受けることがわかる。

次に、家族構成によっても貧困状態に陥ることが指摘されている¹⁶⁾。特に、ひとり親の母子家庭において、貧困状態が顕著であり、母子家庭の場

合は多くがワーキングプアの状態であると指摘されている¹⁷⁾。一方、父子家庭の場合は、家事や育児のために就労時間が減り、収入も減ることで経済的に苦しい状況であると言われている¹⁸⁾。

そして、国の所得再配分政策による再配分機能が不十分であることも指摘されている¹⁹⁾。所得再配分政策は、一時期それが逆に機能して、貧困状態に拍車をかけていた。具体的には、国民から税金や社会保険料として徴収した政府の予算が、高齢者への給付やその他の給付などに振り回られてしまい、子どものいる家庭に対する満足な給付がなされていない。そのため、所得再配分後の状況が、配分前よりも経済的に困窮した状況に至らせてしまうのである。2012年において、1985年からの状況を見ると、再配分の前は子どもの貧困率は10%となっており、再配分後は、5%となってはいるが、なお子どもの貧困率は高い状態であった。その後、2016年において逆転現象は解消されてはいるが、子どもの貧困率は依然として高い状態である。

これらの要因が、まず親を貧困状態に陥らせ、次にその影響を受けて子どもも貧困状態に陥っているのである。このような貧困状態が子どもや親に対してどのような不利益を与えているのか。貧困がもたらす「不利」の1つである社会的排除について、次項で検討したい。

第2項 「子どもの貧困」がもたらす社会的排除

貧困がもたらす社会的排除がどのように現れるのかについて、神原による指摘²⁰⁾は、次のようなものである。社会全体を経済的次元、政治的次元、社会的次元の3つの次元に区別すると、社会的排除は、それぞれの次元で事象として捉えられるとしている。

第一に、経済的次元では、労働市場からの排除として捉えられている。ひとり親でかつ母子家庭の場合、母親が正規雇用となるのは困難な状況であり、非正規雇用で低賃金の職業にしかつけない状況にある。このような状況が存在していても、労働政策が対応すべき問題状況としては重視され

ていなかったため、貧困な状況にある家庭の親たちは労働市場から排除されるのである。すなわち、このような排除が、当該家庭を経済的に貧困状態に陥らせているのである。

第二に、政治的次元での排除としては、福祉制度にかかることができないという形で現れる。この背景には、少子高齢化や財政難により、自己責任や自助努力を口実に福祉予算が削減されていたことが挙げられる。2002年には、母子家庭の自立支援という名目で児童扶養手当などが改定され、引き上げられた。しかし、手当などが改定される一方で、福祉政策そのものの削減や基準の変更などにより、貧困化する家庭がむしろ増加することとなったが、これは「合法的な」排除であると指摘されている²¹⁾。加えて、ひとり親の家庭のみならず、すべての家庭の子どもに対する支援体制は決して充実しているとは言いがたく、十分な支援を受けることができずに排除されている状況が存在している。つまり、ひとり親世帯はもちろん、一般家庭においても子どもを育てる上での福祉的支援の欠如が、政治的次元での排除を生み出しているのである。

最後に、社会的次元における排除は、集団からの排除として現れている。地域社会において、身内や仲間内で親しくすること、それにより助け合うことは好ましいことに違いない。しかし、母子家庭の母親たちの集まりにおいて、当該地域への転入者であるひとり親の親子は、よそ者で異質であるとして仲間に入れてもらえず、地域情報ネットワークからも外されるが、自治会役員などの負担は平等に割り当てられるという状態があるとされている。加えて、様々な噂を立てられたり、陰口を言われたりするなどの「仲間はずし」という排除が行われる。そのような状況の中で、たとえば母子家庭での児童虐待事件などが社会的に報じられれば、母子家庭に対する偏見や排除が助長されてしまう。

また、阿部は貧困状態にある子どもも、貧困状態により集団から排除されていると指摘している²²⁾。貧困状態にある子どもは、貧困状態にない子どもたちに比べると遊ぶ友人が少ない状態にある。家庭の経済状況が裕福

な子どもも、貧困な状態にある子どもと同様に友人と遊ぶ時間が少ないとされるが、裕福な子どもについては、塾や習い事により放課後の時間が消費されているためであって、貧困状態にある子どもたちのように、放課後に何もすることなくいる状態とは異なる。このように、貧困状態にいる子どもは、他の経済状態の子どもに比べると友人をはじめとした他者との交流が少なく、孤立し、集団から排除されていると指摘されているのである。

「子どもの貧困」は、単に経済状況において影響を及ぼすのみならず、その貧困状態にあるということ自体が、子どもやその親の社会的排除につながるということがわかる。次節においては、かような社会的排除を媒介として、貧困と非行が日本の各時代においてどのようなつながりを有してきたのか、その歴史的検討を行う。

第2節 「子どもの貧困」と非行の歴史的検討

本節では、歴史的検討を行うにあたり、日本社会の情勢の転換期ごとで時期を区切ることとした。それは社会情勢の変化により、家庭のあり方やそこで生じる貧困や非行・犯罪にも違いが生じているからである。そのため、社会情勢の転換期に合わせて非行・犯罪と貧困の関係を先行研究に従って区切ることとしている。また、日本社会の情勢を語る理由として、我が国が第二次大戦後から現代に至る過程において、日本全国が貧困であった時代から経済的に豊かになるにつれてどのような変化があったのかということを確認するためである。豊かになりつつある社会の中で、依然として貧困が存在し、非行と関係を有しているということを明らかにしたい。

第1項 1945年から1960年代の情勢

——戦後復興期から高度経済成長期——

第二次世界大戦敗戦後、社会的混乱に陥っていた日本は、その復興に向けて動き始めていく。当時の日本においては、その混乱の中で、青少年犯罪の増加及びその質的悪化、家出、浮浪、青少年の就労環境の悪化やヒロ

ポンといった興奮剤の蔓延など²³⁾が社会問題となっていた。

1950年代になると、日本の経済面での復興が軌道に乗り、オリンピック東京大会の開催に向けて国を挙げての取り組みが行われた。この時期あたりから1960年代にかけて、地方から大都市への人口流入が急激に起き、産業構造にも変化が起きた²⁴⁾。1945年-1950年代においては、第1次産業が大きなウエイトを占めていたが、1960年代になると産業の工業化が進んだ。1980年代になると、第1次産業のウエイトが減少し、その代わりに第2次産業や第3次産業のウエイトが増加している。このような産業構造の変化は、社会的に求められるものの変化にもつながっていく。

この当時の日本の進学率を見ると、以下のように変遷している。1945年-1950年代あたりから1960年代後半、1970年代にかけて、高等学校進学率や大学進学率が上昇している。特に高等学校進学率は1945年-1950年代には40%あたりであった。そこからさらに20年後、1970年代には高等学校進学率は90%以上、1990年代には95%以上となり、当時子どもたちのほとんどが高等学校に進学していることがわかる²⁵⁾。

以上、この時期は戦後復興期から高度経済成長期という、言わば「上り坂」の時代であったことがわかる。戦後すぐの何もなかった時期から、新たな日本のあり方を模索する中で、産業構造が大きく変化し、求められる社会人像や理想とされる家族像も変化していくこととなったといえよう。

第2項 1945年から1950年代における非行と貧困の関連

第二次世界大戦後の日本において最初に目立ったのは、その災禍のために家を焼かれ、両親を亡くし路頭に投げ出された浮浪児の大群であった。戦災孤児や引揚孤児といわれた子どもたちが、復員軍人やその他の人々で混乱する駅などに現れたのは、1945年8月15日の直後からであった。

当時、子どもを収容する施設はいまだ復旧できておらず、辛うじて収容できたのは、戦禍によって路頭に投げ出された浮浪児たちのうちのわずか6分の1であった。収容されることができなかった子どもは、巷に浮浪し、

各駅に群集して全国を移動するようになる。このような浮浪児は、もらいやたかり、靴磨き、チャリンコ、闇屋の手先などによって各地で生活を送った。この生活の中で、同じ境遇を持つ仲間を作り、群に投じ、兄貴やボスと言ったリーダーを据えたグループを構成していた。つまり、当時の彼らは生活のために非行行為に身を投じていたのである。

戦争の非行・犯罪に与える影響について、岡田は以下のように指摘している²⁶⁾。戦争の影響は大きく、政治的・経済的機能を激変させ、国民に精神的緊張と不安・動揺を引き起こし、物心両面の生活を根本より揺さぶるものであり、間断なき生命の危機に関係するものであるから、戦争がもたらす影響は個人にとっても社会にとっても犯罪現象に接近しやすいのである。敗戦による社会混乱は、旧秩序と権威を崩壊させ、一切の古いものを否定した。そのため、従来の家族制度の廃止により、家庭生活の精神的中心を失い、信仰も思想的拠り所もなく彷徨し、経済的貧困と衣食住の生活は困難になっていた²⁷⁾。その結果、親による子弟への躰を放棄せざるを得ない状況であった²⁸⁾。このような状況の中で、破壊された家庭環境から、非行少年が多く出ているという事実は、彼らが環境から規定されている上において不利な条件を与えられているということの結果である²⁹⁾としている。

牛窟は、経済的困難な状態の家庭において、放棄された躰により健全な価値観を持たず、その価値観に殉じようとの意思を持っておらず、環境体験を通じて非行への潜在的可能性を持ち、非行へのチャンス有する時、非行を行ってしまうと指摘している³⁰⁾。戦後混乱期や1950年代の経済的困難な家庭において放棄された躰とは、それぞれの家庭の職業とか、地位とかによってもたらされる家族のニードに基づいて現れる。

ここでいう躰とは、社会上、歴史上の環境条件を基礎とする場合や家自体の経済事情にもよるとしている。当時の経済的困窮な家庭においては、子どもが年頃になれば、人としてどうにか使えば良い、仕事の役に立てば良いといった親たちの、子どもに対する期待、価値観が出来上がっている。そのため、子どもが若者らしい年齢になれば、第一に家の家計を経済的に

支援してもらいたいというニーズを充足するための教育を行おうとする³¹⁾。このニーズを満たすための躰は、一人前に利口なことを覚えるということではなく、実際に金銭を家に入れるようになること、すなわち家の経済維持のために必要な補助的手段としての役割を担わせることであるとしている。結果、子どもは社会的に正しく適応し、社会的に正しく抵抗すべき人格はできず、弱く歪められた人格を形成し、非行への潜在的可能性を有することになるとしている³²⁾。

当時の実証的な調査として、須賀の調査³³⁾がある。この調査は、少年非行の家族的・社会的条件に関して月島で行われ、昭和29年9月から昭和30年5月までに東京家庭裁判所で受理された月島地区居住者11名と月島警察少年部で同期間に補導されたもの12名と、さらに警視庁で補導中の月島地区居住のもの5名及び月島地区小中学校で行動問題児とされているもの70名を、非行少年として調査対象とした。この調査の結論として、躰という子どもの生活を規律する家の機能が不十分である場合に、その子どもが非行を行うことが多いとしている³⁴⁾。また、貧困それ自体が子ども本人にfrustrationを起こさせて、その解決方法としての非行があったというよりは、貧困に付随する子どもの生活を規律する家の機能の喪失が、非行を行わせたと見るのが妥当である³⁵⁾としている。つまり、この調査から見るに、貧困に起因する躰・養育の放棄といった家庭環境の不十分さが非行と関係しているのである。

第3項 1960年代における非行と貧困の関連

1960年代に入るまでは、それ以前までの従来の非行少年と比べて、環境の不利が明確にあったが、1960年代に入ってからはこの非行少年を特色づけるものがなくなってきたと指摘されている³⁶⁾。そのため、少年非行が一般化し、少年の健全な成長を阻害するような条件が社会の中で全ての少年にほぼ共通して作用しているということであり、従来とは異なった新しい少年層が新しい非行原因を有し、大量に出現していること³⁷⁾を示し

ている。要するにこの時期から、少年非行の一般化が謳われるようになる。

しかし、非行の一般化が謳われるようになったとはいえ、貧困をその要因とする少年非行は無くなったわけではない。井垣の指摘³⁸⁾によると、非行が都市の貧困な地域に集中する傾向は依然として続いているとしている。加えて、全国的データとして経済階層別少年刑法犯検挙人員に関する統計を見ても、下流及び極貧層が全体の約6割を占めていることがわかる。このことから、非行に関する社会的因子の基底には、貧困という大問題が存在しているとされている。この当時、貧困状態にあった家庭は、少年たちにとって「魅力的なもの」ではなく、「彼らは街頭に出て行く」。そして、「そこで同じように望みのない少年」たちと合流、「あるいは既存の非行集団に吸収」されるとしている³⁹⁾。

大橋は井垣と同様に、貧困状態の家庭の子どもが非行に陥る場合を次のように指摘している⁴⁰⁾。貧困状態の家庭の子どもは、家庭を離れ、家族が積極的な養育の役割を果たせなくなり、結果として子どもの養育を放任することになってしまう。また、学業不振や学習態度の悪い子どもの親の多くは、貧困で生活に追われていることが多くなり、家庭では勉強を勧めたり、勉強を見てあげたりすることができない状態であった。そのため、子どもは進学ができず、さらには劣等感や妬み、反発心を伴うことになり不良交流へと進みやすくなるとしている⁴¹⁾。

加えて、当時の進学率を見てみると、高等学校への進学率は70%近くになっている⁴²⁾。このような状況に鑑みると、貧困状態の中で高等学校への進学ができないことなどの問題を抱える子どもは、多くの子どもが高等学校へ進学をしているにも関わらず、進学することができない状態にあった。すなわち、貧困状態で問題を抱える子どもは、高等学校進学といった社会的、相対的に必要なことを享受できないといった相対的貧困⁴³⁾の状態にあったのではないかと考えられる。このように、貧困は「放任」を媒介変数として非行に連なると指摘されている⁴⁴⁾。

ここでいう媒介変数としての「放任」とは、精神的放任と物質的放任に

分けられる。よりゆとりのあるいわゆる裕福な家庭などにおいては、物質的放任は免れるが、精神的放任が存在すると指摘されている。このように指摘されるメカニズムとしては、家庭が経済的に中流それ以上であり、生活を営む上で物質的には困窮していない物質的放任ではないが、親からの愛情や情緒的繋がりが希薄となり、困窮する精神的放任が生じているということである。一方、経済的に下流な家庭については、物質的放任と精神的放任の双方が関わり合い重なり合ったりして生じるとしている⁴⁵⁾。

つまり、1960年代における非行は、経済状況の厳しい貧困家庭においては物質的・精神的双方の問題から生じるものであり、一方、社会的に豊かな時代に入ったことで、物質的には恵まれた家庭であっても、精神的な問題によって非行につながってしまう。このような物質的貧困の問題に限定されない非行との関わりが、まさに「一般化」という現象を生んだものといえよう。

第4項 1970年代から1980年代の情勢

——都市化と豊かさの安定の時代——

1970年代から1980年代の日本の経済状況は、高度経済成長が落ち着き、安定成長の時代に入った。また、都市化が進行した結果、大都市に人口が集中するようになる。人口についてみると、平均寿命の上昇により、1970年に総人口に占める65歳の割合が7%を超え、いわゆる高齢化社会になってきていた。

当時日本経済は成長期にあり、全法人企業の0.1%に過ぎない、資本金10億円以上の大企業1,400社余が、その資本金で全体の59%を占めるなど、一方の極に巨大な富を集中・蓄積した結果、他方の極に、多様な形態の貧困の蓄積をもたらした⁴⁶⁾。さらに高度成長はインフレーションをもたらし、物価の高騰や重税により、多くの労働者は時間外労働を余儀なくされ、主婦や高齢者によるパートタイマーになるものや内職に就くものが増加した⁴⁷⁾。

労働市場について見ると、完全失業率は、1970年代までは1%前後で推

移し、1980年代では2%代で推移している。このように、1980年代に到るまでは完全失業率が100人に1～2人という状態であり、条件を問わなければ就職できるという状況であった。このような、労働市場の長期安定状況の中で、日本型雇用慣行の三種の神器と称される「終身雇用」、「年功序列賃金」、「企業別労働組合」といったものが、普及・定着していった。

当時の現金給付の増加率についてしてみると、次のような変化があった。1966年以降は、現金給付の増加率は5%であったが、1973年から1975年の間では増加率が10%を超えていた⁴⁸⁾。当時の一般労働者の賃金についての推移をみると、1976年で男性が151,500円、女性が89,100円であり、1980年で男性が198,600円、女性が116,900円、そして1985年の男性が244,600円、女性が145,800円となっている。このように年が経つにつれて賃金が増えていることがわかる。

進学率をみると、1970年代になると高等学校進学率は90%を超えていた⁴⁹⁾。なおその後、1970年代以降の日本の高等学校や大学の進学率は年々上昇している。加えて、当時の教育費について、父母による負担が増大し、経済的に貧困な家庭にはそれが重くのしかかり、生活苦に拍車をかけていた。さらに人口が流入した都市部においては、住宅難が深刻な問題となっていた⁵⁰⁾。

このように、1970年代から1980年代にかけては、経済成長が安定し、労働市場においても就職がしやすく、一般労働者の賃金も上昇し、社会全体が豊かになってきていることがわかる。しかし、その反面、高物価・重税、教育費の負担の増加などにより、生活が苦しい状態に陥っている家庭も一方で存在していた。

第5項 1970年代における非行と貧困の関連

1970年代に入ると、戦後混乱期に非行要因として多く見られていた経済的貧困や両親の欠損は急激に減少している。しかし、両親が揃い、経済的に貧困ではなく中流層に属する家庭の子どもによる非行が増加している。当時の犯罪少年の家庭の監護環境に関する調査⁵¹⁾において、昭和50年で

は放任が50%，溺愛・過保護が17.4%，厳格・過干渉8.7%となっている。昭和51年では，放任が59.5%，溺愛・過保護が15.8%，厳格・過干渉7.6%となっており，昭和52年では，放任が58.7%，溺愛・過保護が15.9%，厳格・過干渉10.0%となっている。このように経済的貧困が減少していたとしても，家庭内での放任といった関係の希薄化，すなわち精神的放任が精神的貧困という形態で現れたと考えられる。

精神的貧困が非行と関連を有するようになった1970年代は，1960年代後半からの非行の第3の波の余波が続いていたといえる。この波の特徴として，先述のとおり非行の一般化，つまり，普通家庭の少年による非行が増加していたという点が挙げられる。主な非行の内容としては，オートバイ盗や万引きといった遊び型非行，女子少年による非行，シンナーなどの濫用，暴走族による非行といったものが，第3の波における非行として主に行われていた。

このような非行の背景としては，過保護や社会の歪みからくる相対的欲求不満が存在していると指摘されている⁵²⁾。ここで指摘されている社会の歪みとは，都市化現象，消費的・享樂的風潮，進学などである。また，昭和30年代の非行の第1の波とは異なり，経済的貧困や両親の欠損を要因とする非行は減少している。しかし，1970年代における非行少年と一般少年との比較において，親の欠損率は非行少年の方が高くなっている。加えて，家族関係について注目すると，父子・母子・夫婦の関係の各々の関係が円満ではない家庭では，子どもが非行を起こしやすいとされている⁵³⁾。

1970年代において共通していることは，家庭環境の変化であると考えられる。当時，核家族化の進行により，多くの家庭内での養育の担い手が（祖父母等は含まれない）子の親のみとなっていた。そのため，両親または片親からの影響を受けやすくなったといえる。また，父親の存在の希薄化により，母親の養育による影響が大きくなっていった。このような状況において，当時の親の養育態度に過干渉や放任などによる混乱が起きた結果，その反発として子どもが非行に陥るとされる⁵⁴⁾。

また、1970年代の非行情勢について、能重は、1970年代以前の貧困や親の離婚、生活の乱れ、子どもに対する虐待などを背景とする非行は存在してはいるが、経済的に「中」以上の家庭の少年非行が大半を占め、多い状態にあると指摘している⁵⁵⁾。このように、家庭環境が貧困ではない少年非行が増加しているが、経済的貧困を背景とする非行が消滅したわけではなく、根の深い非行は貧困家庭に多いとされてもいた。

第6項 1980年代における非行と貧困の関連

1980年代においても1970年代と同様に、少年非行の背景としての貧困や欠損家族といったことが語られる場面は減少してきている。反面、両親が揃い、経済的に中流な家庭の、いわゆる普通の少年による非行が多く起きているため、当時はこれが、非行の普遍化現象と呼ばれていた⁵⁶⁾。また、当時の鑑別所入所者や少年院在入所者の保護者の生活程度においても、生活程度が普通以上の割合が高くなっている。具体的には、鑑別所に入所している男子で62.4%、女子で58.7%となっており、少年院在入所者の男子で59.3%、女子は54.0%が普通以上となっている⁵⁷⁾。この点から見ても、少年鑑別所や少年院に入所している少年の生活程度が中流程度になっているということが示されている。

また、古典的な理解においては、貧困と欠損家族が非行の温床のように考えられてきたといえる。しかし、両親ともに健在で、経済的にもそれほど困っていない中流家庭の学生・生徒にも非行の波が広がり、成績もそれほど悪いわけでもないのに「どうしてこんな子が」と言われるような非行が目立ち、非行の一般化が指摘されている⁵⁸⁾。つまり、非行の一般化自体はそれ以前からなされはじめていたものの、「普通の家庭の子どもが犯罪・非行に及ぶ」という認識が、一般的に浸透したのがこの時代であろう。

そして、家庭での養育態度について、1970年代と同様の指摘がなされている。当時の養育態度に関して、放任が60%弱、溺愛・過保護は20%弱となっており、依然として放任が多くなっている。養育態度が放任といった

家庭では、子どもが情動障害を体験するようになるという⁵⁹⁾。ここでいう、少年が体験した情動障害は、愛情欲求をはじめとする正当な衝動や願望の阻止・拒否、理解されないという体験などの劣等の感情のことを指し、このような情動障害が不満や緊張を惹起させ、一定の度合いを越すと代償的満足を求めて非行に陥ると指摘されている⁶⁰⁾。

1980年代において、清田は、藤木による当時の非行類型の分析を用いて非行と貧困の関係を分析している。まず、藤木は非行について現代型非行と伝統型非行の2類型で分析している⁶¹⁾。現代社会の状況を鋭く反映させた現代型非行と異なり、伝統的非行は、犯罪ではない行為とは明確に区別できる行為であり、こうした行為に走ったとしても致し方ないような資質面、あるいは環境面の負因が存在しているとしている。藤木の分析を用いて清田は、貧困は現代社会の中から完全に姿をなくしたわけではなく、現代型の非行においてもその意味をなくしたわけではないとした上で、今日の社会では、貧困はむき出しの絶対的貧困としてではなく、一定の物質的豊かさの上に現れる相対的貧困や、生活不安としての貧困として、なお少年と関わりを有していると指摘している⁶²⁾。

このように、右肩上がりの成長期を終え、安定期に入った日本社会においては、目に見える貧困やそれに起因する非行・犯罪の問題は指摘されにくくなっている一方で、物質面の充実や核家族化にともなう家族の機能の変化が一般的に生じるにつれ、非行・犯罪の原因としての家族間の精神的関係性に焦点が当てられるようになった。それは、物質的貧困と非行・犯罪の関係性がやや見えにくくなった時代であったといえるが、それと同時に、貧困と非行・犯罪との繋がりが、より精緻に語られ始めた時代であるともいえよう。

第7項 1990年代から2000年代、2010年代の情勢

——バブル崩壊と不安定な社会、そして現代へ——

1990年代までは、学校から職業生活への移行はスムーズに行われていた。当時は、新規学卒採用・就職という形で、多くの若者を学校卒業と同時に

安定的な職業生活につなげていた⁶³⁾。しかし1990年代初めの景気後退から、企業の新規卒者採用の意欲が大幅に減退し、とりわけ高等学校卒業予定者への求人は激減していた⁶⁴⁾。1992年における高等学校卒業予定者への求人数は167万人と多かったが、2003年には22万人となっている⁶⁵⁾。この当時の高校生は、就職活動中に就職に失敗すると就職活動を辞めてしまうということがあり、学校を卒業したとしても職に就くことなく卒業する者もいたと言われていた。

また、バブル経済の崩壊を経て、平成9（1997）年以降、景気の停滞が長引き、失業者の増加が社会問題となっていた。当時、少子化の進行に伴い、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少や、親の過保護あるいは過干渉の問題など、家庭や地域の教育機能の低下が叫ばれるようになるなか、児童虐待問題も大きな社会問題となっていた。さらに、不登校児童・生徒数の増加に関して指摘される、「学校に絶対行かなければならない」という意識の希薄化や、いわゆるフリーアルバイターの増加にみられる若者の職業意識の変化など、青少年の意識の変化、多様化がみられる。

そして、青少年を取り巻く社会環境については、様々なメディアを通じた有害情報の氾濫、テレホンクラブ、カラオケボックスなど、不良交友を誘発、助長しやすい環境が問題となっていた⁶⁶⁾。

2000年代、2010年代における、都市部に住む青少年たちの人間関係・友人関係についてみると、仲の良い友達、知り合い程度の友達ともにその人数が増加している。その点では、友人交際は決して忌避されたり軽視されたりしておらず、むしろ活発化していると言える⁶⁷⁾。このような友人数の増加の反面、お互いに内心を開示した付き合いを積極的に行うようなことはしていないという。そのため、若者たちの間で本音を積極的に開示するという付き合い方はされなくなってきたといえる。

第8項 1990年代における非行と貧困の関連

1990年代において、岡邊は、少年非行の要因として、様々なりスクファ

クターの累積と複雑な絡み合いによって作用した結果、犯罪・非行が発生する⁶⁸⁾と指摘している。この指摘におけるリスクファクターを、岡邊は、先行研究を用いて、出身家庭の社会的・経済的地位の低さや不適切な親子関係などであるとしている⁶⁹⁾。また、1990年代においても、1970年代、1980年代と同様に両親が欠損しておらず、かつ経済的にも貧困ではなく中流程度にある家庭の少年により、非行が引き起こされるといった状況が存在している。このような現象は、普通の子論として語られている。

この普通の子論は、当時では通俗的なレベルでは止まらないレベルで、有力な少年非行観になっていた。つまり、伝統的理解においては、非行少年の背景条件として、社会での貧困層に属することが非行を行うことへと大きく寄与していたとの認識がなされているが、もはや貧困は、少年非行の背景要因としてのウエイトを減じているのではないかということである。しかし、貧困が背景要因としてのウエイトを減じているとはいえ、非行と貧困が無縁になったわけではない⁷⁰⁾とも語られている。

また、貧困であるということは、子どもに対して様々な制約・制限を課すことになり、その制約・制限に対して子どもは不満をためるようになる。その不満の蓄積が、非行の背景条件となると言われている。背景条件と言われる理由としては、貧困であるということにより、子どもの良い発達へ導く環境を作ることができないからである⁷¹⁾とされる。

1990年代は、社会情勢が複雑化する中で、子どもの非行・犯罪の原因も複雑化していることが窺われるが、やはり1980年代までと同様、物質的貧困状態にあるわけではない「普通の子」が一般的な非行少年像として語られている。しかしながら、ここでもなお、貧困の問題が少年の非行・犯罪から切り離された訳ではないのである。

第9項 2000年代、2010年代における非行と貧困の関連

矯正統計年報によれば、1985年から2004年における少年院在院者の2～3割程度の家庭の経済状況は貧困であるとされている⁷²⁾。また、少年院在

院者104人に対する質問紙調査と、退院間近な10名の院生に実施した面接調査の2つの調査によると、質問紙調査において43%の院生が家庭の経済状態について「経済状況は困っていると思う」と回答している⁷³⁾。

さらに2005年から2010年の国勢調査と犯罪統計等、公式統計による岡邊の検討では、両親の状態と少年非行への相対的リスクの関係を示している⁷⁴⁾。統計から、「両親あり」、「母のみ」、「父のみ」の各々の少年の検挙者率を算出し、その数値から「両親あり」を基準にした時の「母のみ」と「父のみ」の相対的リスクを求め、その値が「両親あり」を「1」として、それを超えているか否かを導き出している。「1」を超えている場合は、両親の状態でみる少年の養育環境と非行との関連が認められるとみなすとする。2005年では、「母のみ」は1.6倍から3.4倍、「父のみ」は2.3倍から4.2倍となっている。2010年においても、「母のみ」、「父のみ」の双方とも2005年と同様に相対的リスクが高くなっている。この結果から、両親の状態において恵まれていない少年の方が、非行・犯罪の世界に参入する確率が高くなっていることがわかる。

また、重大触法少年に関する実証的研究では、少年を取り巻く環境について、暴力が日常化し、両親不和の存在する家庭と、放任傾向が強く、子どもへの関わりが浅い家庭という2つの家庭環境において、貧困と非行は関係していることが指摘されている⁷⁵⁾。1つ目の、暴力が日常化し、両親不和の存在する家庭では、両親が経済的貧困で生活に余裕がなく、そのストレスなどから両親間で不和が生じ、それらがあいまって子どもに対して暴力を振るってしまうとしている⁷⁶⁾。このような状況が子どもにとって大きなストレスになり、非行に接近するようになる。2つ目の、放任関係が強く、子どものへの関わりが浅い家庭では、以下の指摘がなされている⁷⁷⁾。このような家庭で親が放任する背景としては、しばしば経済的貧困が見られる。そのため、親自身がその生活に追われているため、子どもへの目配りや関わりがおろそかになり、子どもが問題行動を行なったとしても「たいたいしたことはないだろう」として見て見ぬ振りをしてしまうと指摘してい

る⁷⁸⁾。上記の2つのような家庭環境においては、双方とも経済的貧困が両親不和や暴力、放任を引き起こし、結果として子どもが非行に走るという結果となっていることがわかる。

2000年代、2010年代における少年院在院者に関する調査からは、この時代においてもなお、経済的貧困の問題が非行少年に何らかの影響を及ぼしていることは明らかであるといえる。さらに、この時期の非行研究においては、両親の状態や親の貧困状況が子どもに及ぼす影響につき、データに基づく実証的な研究やそのメカニズムについての研究が進められ、経済的貧困に起因する家族関係の悪化や家庭の機能不全といった、非行とのつながりがより明確にされるようになり、現代にまで非行と貧困の関係が示されている。

第3節 貧困が少年非行・犯罪に与える影響の関連性の検討

貧困と非行の間には、第二次世界大戦敗戦直後から現在に至るまで、なんらかの関連性があると指摘されてきた。ここまでの指摘を総合すると、貧困が非行に与える影響の形としては、直接的な場合と間接的な場合が存在する。

直接的な影響の例としては、敗戦後の混乱期における貧困状態を脱するための非行が代表例として挙げられる。敗戦後混乱期の少年は、貧困状態から抜け出すために、たかりやもらいなどの非行を行い、貧困状況を抜け出そうとしていた。つまり、貧困を克服するための手段として非行が用いられていることとなる。

間接的な影響としては、経済的に豊かになった時代の中で、相対的に貧困な家庭での躰や養育態度などの家庭機能が不全に陥る場合と、親との情緒的繋がりや、子どもの進路への親の無関心な態度等が挙げられる。

相対的に貧困な家庭での躰や養育態度などの家庭機能が不全に陥る場合として、具体的には各時代で以下の指摘がなされている。

1950年代には、戦後混乱期に家庭の貧困状況を抜け出すために、親は子

どもの教育よりも家庭の経済を支えるための躰を行い、結果として親子関係は希薄になる⁷⁹⁾。このような家庭環境が原因となり、子どもは社会に適応するためのパーソナリティを養成できず、弱く歪められたパーソナリティに育つことになる⁸⁰⁾。弱く歪められたパーソナリティゆえ、非行への潜在的可能性を有するようになるという⁸¹⁾。

1960年代においては、親の貧困に起因する子どもの養育の放棄から、子どもたちが家庭に魅力を感じず、街頭に出ていくことになることとされた。当時、非行は都市部の貧困な地域に集中する傾向が依然として続いており、このような貧困な状況の中で、子どもは家庭を離れ、家族は子どもに対する積極的な養育の役割を担わなくなり、放任状態になる。そして、「同じ望みのない少年⁸²⁾」たちと合流、「あるいは既存の非行集団⁸³⁾」が吸収され非行行動に陥るようになるのである。

1970年代においても、非行犯罪と家庭での監護環境と関係が指摘され、放任からさらに放置といった精神的貧困が非行との関連を有しているとされた⁸⁴⁾。

さらに1980年代では、経済的貧困というよりも、精神的貧困（情緒的つながりの欠如・貧困）がより顕著になり⁸⁵⁾、家庭における親子間の情緒的繋がりが薄れ、子どもは愛情欲求や不適當感、劣等の感情を惹起し、それが一定の強度を超えることにより非行行動を起こしてしまう⁸⁶⁾。

より社会情勢が複雑化した1990年代から2000年代、2010年代以降においては、経済的困窮が原因で生活に余裕がない家庭において、両親不和または放任傾向の強さにより、不健全な育成環境が形成され、子どもの行動に対して関心を持たなくなることが実証的に明らかにされた⁸⁷⁾。

もちろん、たとえば進学率が上昇した1960年代以降では、学業不振や進学できないと言ったことが原因となり不良交友や非行に走ることも指摘されている⁸⁸⁾。つまり、必ずしも親をはじめとする家庭状況のみに起因して非行につながるわけではなく、社会情勢が様々な形で家庭や子どもに影響を与えた結果ではある。ただ、ここまで述べたように、貧困をその大きな

要因としつつ、家庭機能不全や親の子どもに対する無関心が生じ、少年はそれらの不利な状況から影響を受けて、非行・犯罪に走るということである。

つまり、貧困な家庭環境は、親と子どもの情緒的つながりを弱め、間接的に不健全な育成につながるといえよう。少年による犯罪や非行は、その結果として顕在化するものといえるのである。

第4節 小 括

——「子どもの貧困」への対応を検討する意義——

貧困状態におかれても非行を行わずにいる者も存在している。しかし、同じような状態におかれて非行を行う者も存在している。確かに、貧困状態にあることで必ずしも非行・犯罪につながるわけではないが、ここまで述べたように、貧困状態におかれた少年が実際に非行に至る際、経済的貧困のみならず、精神的貧困をも含めた貧困が、何らかの形で影響を与えてきたことは事実であろう。その意味で、非行・犯罪の背景要因として貧困問題を捉え、その対応のあり方を検討することには一定の意義があるものといえる。

また、そうであれば、既に少年司法制度に関与した少年に対して就労支援を行うことにより、少年が貧困状態に陥ることを防止し、もって再犯に至らないような対応を検討することもありうる。ここで、少年司法制度がそのような対応を行い得ているのか否かにつき、統計的に確認してみる。少年院出院者について、保護観察終了後に無職であった者は、有職であった者や学生・生徒等であった者に比べて、その後刑事処分に至った比率、実刑を受けた比率が高い⁸⁹⁾。保護観察終了後の就労状況別刑事処分状況について、有職者で実刑を受けたのは12.2%，執行猶予14.9%，罰金が8.2%，刑事処分なしが64.7%⁹⁰⁾となり、無職者は、実刑21.4%，執行猶予20.2%，罰金6.0%，刑事処分なし52.4%となっている⁹¹⁾。

つまり、少年院出院者の中で、出院後無職であった者は、有職者に比べ

て再び非行・犯罪に陥りやすいという状況が存在しているため、基本的には、当然少年院入所者に対しても、何らかの就労支援が行われるべきものと考えられる。しかしながら、18～19歳の年長少年に対する就労支援はともかくとして、年中少年（16～17歳）・年少少年（14～15歳）が元の保護者のもとに帰ることは、結局、元の貧困家庭に戻ることであり、また、年少・年中少年が就職して自立することは、一般社会における中学校卒業者の就職状況に鑑みれば、およそ現実的とはいえない。ゆえに、少年司法手続に少年が関与した後の就労支援等のみによって、少年の貧困状態にアプローチすることは困難である。

そもそも、犯罪行為によって生じる被害や少年自身の成長発達の視点に立てば、少年が非行・犯罪に至る前に、その要因たる貧困状態への対応を講ずることが、社会による対応として極めて重要なことであると考えられる。そのため少年たちが貧困状態から非行に陥り、少年司法手続の流れにまづもって入ることのないように、支援・取り組みを考えることが必要ではないか。

よって本論文では、そのような支援・取り組みを考えるにあたり、少年法の目的規定でもある「健全育成」の観点から以下、検討を行う。その上で、少年法による対応に限らず、今後の「子どもの貧困」への社会的対応のあり方につき、そのあるべき方向性を提示することとする。

第3章 子どもの権利としての「健全育成」

第1節 「健全育成」の権利性について

第1項 「健全育成」の構成

「健全育成」という用語は、様々な法律や文書などで多用されているのにもかかわらず、「少なくとも刑事法学の分野ではその具体的・実質的な意味内容がほとんど明確には分析されていない用語」であるとされる⁹²⁾。その数少ない分析者の一人として森田宗一がいる⁹³⁾。彼は、健全育成の意

味内容に、「少年の持つ秘められた可能性をひき出し、個性豊かな人間として成長するように国も社会も配慮すること⁹⁴⁾」と「社会秩序や法規範から逸脱しないようにし社会に適応させること⁹⁵⁾」の2つがあることを指摘している⁹⁶⁾。

荒木伸怡は、この森田の分析に対して、以下の指摘をしている。森田の示す健全育成のうち「社会秩序や法規から逸脱しないようにし社会に適応させること」につき、少年を治安体制からはみ出さないような人間として、管理指導することにもつながりかねないという批判がありえんとする⁹⁷⁾。一方で、現に非行・犯罪をした少年に対しても働きかけをおこなっている実務では、少年が将来犯罪を繰り返さないことを、健全育成の意味として置かざるをえないのではないか⁹⁸⁾ともする。つまり、健全育成は、非行・犯罪と密接な状態から、平均的な一般少年と同じ状態にし、その後、少年の秘められた可能性や個性を発揮して豊かな人間に成長させることとされているが、実務上は、非行・犯罪の防止や再犯予防をその意味として捉えている。そのため、実務上の意味合いだけをみると、健全育成は司法的色彩が強いにみえるというのである。

しかし少年法は、児童福祉法・教育基本法など少年の心身の発達を希求する法制度の一環として立法されたが、少年法と他の法律との連携は、事実上も制度上も未だ十分には達成されていない。そこで荒木は、保護主義の理念を強調して、各法律の連携を強化すべく、森田による「少年の持つ秘められた可能性をひき出し⁹⁹⁾」、「個性豊かな人間として成長するように国も社会も配慮すること¹⁰⁰⁾」という意味で、健全育成を理解すべきであると説く。よって、「少年の持つ秘められた可能性をひき出し、個性豊かな人間として成長するように国も社会も配慮する」という意味の健全育成の内容は、「社会秩序や法規範から逸脱しないようにし社会に適応させる」という意味の健全育成の上に積み上げられるべきものがそのほとんどである¹⁰¹⁾としている。

さらに、前者の意味の健全育成は、児童福祉法の目標として、そのまま

あてはまりそうにも思われる¹⁰²⁾とする。しかし、少年法と児童福祉法とでは、その対象が重なり合わないことも多く、少年の保護法制の1つで、刑事法の1つでもある少年法の目標としては、あまりにも高邁すぎるように感じられる¹⁰³⁾という。そのため、この点を掘り下げるならば、自由権と社会権との関係に到達するのではなかろうか¹⁰⁴⁾と指摘するのである。つまり、児童福祉法も少年法も、少年の健全育成を追求するものであることは共通するものの、少年の社会権的側面の保障を主とする児童福祉法と、自由権的側面の保障を主とする少年法、このそれぞれの保障があって、はじめて少年の健全育成が果たされると考えるべきなのではないであろうか。

一方、この指摘に関連して、健全育成の権利性につき、日本の司法ではどのように語られているのか、ここでは、旭川学力診断テスト訴訟（最大判昭51・5・21刑集30巻5号615頁）と木曾川・長良川事件（名古屋高判平12・6・29民集57巻3号265頁）についての検討をおこなう。

第2項 旭川学力診断テスト訴訟にみる「健全育成」

子どもの健全育成の権利性について、旭川学力診断テスト訴訟判決では、学習権に関する文脈¹⁰⁵⁾で指摘されている。その内容としては、「この規定（憲法第26条）の背後には、国民各自が一個の人間として、また一市民として、成長発達し、自己の人格を完成するために必要な学習をすることのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利との観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施すものの支配的機能ではなく、何よりもまず、子どもの学習する権利に対応し、その充足をはかりうる立場にあるものの責務に属するものとして捉えられているのである¹⁰⁶⁾」としている。

また、憲法第13条と成長発達権の関連の示唆として、判決では次の通り言及している。「個人の基本的自由権を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人

格として成長することを妨げるような国家的介入，例えば，誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは，憲法第26条，第13条の規定上からも許されないと解することができる」としている。この判示について，山口は，憲法第26条の背後にそれを支える成長発達権及び学習権を認めているとされており，特に子どもは自己の人格を完成，実現するための欲求が大人よりも高いので，子どもの固有の発達権としての成長発達権を持つとみることができると指摘している¹⁰⁷⁾。加えて，ここで言う成長発達権が，憲法第26条の枠にとどまらない総体的内容を有しているとも指摘している¹⁰⁸⁾。

つまり，子どもの健全育成の権利性について，それは成長発達権として語られており，子どもが健全に成長し，自己の人格を完成させるための固有の権利としているといえる。

それでは，木曾川・長良川事件判決においては，どのように子どもの成長発達権について語られているのであろうか。

第3項 木曾川・長良川事件からみる「成長発達権」

木曾川・長良川事件の高裁判決では，「成長発達権」とその権利性につき，少年法第61条に関連して，以下のように語られている。「少年は，未来における可能性を秘めた存在で，人格が発達途上で，可塑性に富み，環境の影響を受けやすく教育可能性も大きいので，罪を問われた少年については，個別的処遇によって，その人間的成長を保障しようとする理念のもとに，将来の更生を援助促進するため，社会の偏見，差別から保護し，さらに，環境の不十分性やその他の条件の不充足等から誤った失敗に陥った状況から抜け出すため，自己の問題状況を克服し，新たな成長発達の道を進むことを保障し，さらに，少年が社会に復帰，及び社会において建設的な役割を担うことが推進されるように配慮した方法により取り扱われるべき措置は翻って言えば，少年にとっては基本的人権の1つとも観念できるもの¹⁰⁹⁾」である。このことから，少年が再び社会に復帰し，成長発達す

るために欠かすことのできない基本的人権の1つであると位置付けられていると見ることができる。

前述の判示に対して、塚本は、成長発達権に対する否定的な解釈について、堺通り魔殺人事件名誉毀損訴訟を用いて論じている¹¹⁰⁾。「少年法第61条は少年法の理念に基づいて、罪に問われた少年の更生の障害となる少年犯罪報道を規制しようとするものである。その目的自体は、必ずしも否定されるべきものではない。しかし、憲法を根拠に、少年法第61条を『成長発達権』という基本的人権の保障のための規定とする法解釈は、憲法第21条によって、その意義を失わされないようにしようという意図から出てきたものである。国の政策に沿って少年に『健全な育成』をさせようとする法律に、他人の迷惑にならない限り自由にして良い、という自由権的基本権を根拠とした解釈を加えるのは無理がある¹¹¹⁾」としている。確かに、少年法第61条をこれのみによって成長発達権保障のための規定とみることは困難な部分があるかもしれない。

しかし本庄によれば、成長発達権は「憲法第13条に基づいて、これまで保障されると考えられてきた個人の尊厳・幸福追求権をより具体的に言い換えるとともに、特に子どもを対象とした場合、その特有の保障内容を明らかにしたに過ぎない¹¹²⁾」のである。そのため、成長発達権は憲法第13条をその根拠として捉えることができるうえ、むしろ、そのように解釈して、子どもの幸福追求権の内容をより明確にすべきものと考えられる。

つまり、子どもの成長発達権は、子どもの人間的成長の保障や、社会で失敗をした後に、自己の問題の解決や新たな成長発達の道の保障をして、再び社会の中に復帰し、建設的な役割を担えるようになるための基本的人権である¹¹³⁾とともに、憲法第13条に基づいて子どもを対象にその特有の保障内容を明らかにした¹¹⁴⁾権利なのである。

よって次節では、少年保護法制において、「健全育成」または、「成長発達」の権利性がどのように現れているのか、少年法や児童福祉法、子どもの権利条約における「健全育成」または「成長発達」の関連性や意味内容

の検討を通して改めて明らかにしたい。

第2節 「健全育成」の再検討

第1項 少年保護法制について

本章で対象とする少年法の内容については、以下の3つがあることが指摘されている。まず、広義の少年法は、少年を対象とする総合的な法体系のことを指しており、具体的な内容としては、親権の停止（民法第834条の2）、義務教育（学校教育法第16条など）に関する一連の規定などが挙げられる¹¹⁵⁾。次に狭義の少年法とは、少年を国家の直接の保護のもとに置く法体系のことであり、歴史的には、国親の考えに基づき、「親の保護の下に子どもを置く」という民法上の原則に対する例外として、社会法の形態をとり¹¹⁶⁾、国家的施設による監護（児童福祉法第35条以下）や児童虐待防止法制を含んでいる¹¹⁷⁾。そして、最狭義の少年法は、犯罪予防の見地から国家の特別な保護のもとに置く少年をめぐる法体系をいい¹¹⁸⁾、犯罪予防の観点を含み、刑事特別法的色彩を帯びているのが特徴である¹¹⁹⁾。

1922年に制定された（最狭義の）少年法には、目的規定がなかったものの、実務上は、刑罰に対して保護処分を優先させる「愛の法律」として、「同情仁愛の精神」や「慈愛」、「愛護」が指導理念とされていた¹²⁰⁾。しかし、戦中期において、この指導理念は、忠良な臣民として教化育成することや皇国臣民の育成に、実践的に転換されていた¹²¹⁾。加えて、再犯防止や刑罰に対する保護処分の優先もこの文脈の上に置かれている¹²²⁾ としている。

つまり、戦前の旧少年法において、少年の「健全育成」は、恩恵的なものでしかなかった。そのため、現行少年法のような権利性を有するようなものではなかった。

しかしその後、戦後における現行少年法の制定過程において、少年法第1条にある「少年の健全な育成に期」という表現は、「犯罪性のある

少年に対し、仁愛の精神に基づき、「これを健全な社会人に育成する」(少年法改正草案[1947年1月7日])、「少年の将来性と心身の特質に鑑み民主国家の権威と責任において、基本的人権を尊重しつつ而も強力に、少年の性格の矯正及び環境の調整を図る」(少年法第三改正草案[1948年1月20日])との言い回しを経て出現¹²³⁾している。そのため、旧少年法とは異なり、現行少年法には、「健全な育成」という明確な指導理念が掲げられ、その理念に基づいて保護処分がなされるということになる。加えて、この「健全な育成」という少年法の目的は、新憲法の問題(権利性)を反映している¹²⁴⁾。このように現行の少年法における「健全育成」は、権利性を有していると言える。

一方で少年法は、非行少年を発見して、国家が強制的に再教育を行うことで将来的に犯罪者にしないことも目的の1つとしているとされる¹²⁵⁾。そのため、非行・犯罪を少年に対する国家からの制裁という側面を見れば刑事的側面を有しているとみることができ、少年による非行・犯罪を契機に国家が再教育をおこなう点では教育法的側面を有しており、国家が子どもの最善の利益を考えて、介入するという点では福祉法的側面を有していると指摘される¹²⁶⁾。このような意味で、少年法は「刑事+福祉+教育」の三位一体の法制度であるといえよう¹²⁷⁾。その具体的な現れとして、少年の非行をきっかけとして少年が抱えている問題を明らかにし、その問題の解決のための強制的な援助をおこなうことも要請し、その実現のために要保護性に関する調査や、問題の明確化とそれに対する強制的な援助のあり方を模索しているというのである。しかし、前述の通り、現行憲法下においては「健全育成」の基盤に少年自身の権利性があることに留意すべきであろう。つまり、非行・犯罪を契機に少年に強制的に介入を行うことは事実であるが、飽くまでその少年の「健全育成」のための保護の過程においては、本人の同意・納得を得ることが、権利保障としても教育としても追求されるべきであると思われる。

このように少年法は福祉的機能を有してはいるが、日本の少年司法手続

においては、司法機関である家庭裁判所が非行少年に対して働きかけを行っている。それは、未成熟で適切な判断能力に欠け、かつ親や社会による必要な支援が、少年にはなく、その結果として非行をおこなってしまうからである。そのため、少年法が司法機関などを通しておこなっている保護は、本質的には非行性の克服や解消のためのものであるが、行為責任に応じた処罰ではないのである。ここでの保護は、確かに犯罪行為や触法行為による法益侵害を防止・抑止することにもつながる。しかしまずもって子どもには、自己を修正して成長発達する「子どもの権利」が存在している。加えて、健全な成長発達への阻害を排除し、必要な監護教育を受ける権利もあり、成長発達のために必要な教育などが欠ける、あるいは、不十分な場合には誰かがそれを補わなくてはならず、最終的には国が配慮することになるとしている¹²⁸⁾。このような配慮は、本来福祉の分野で求められるところである¹²⁹⁾。この点から、花岡は、非行少年が「自己の人格を確立し、社会生活を営み得るように自己を成長発達するために必要な監護・教育を受ける権利」を有しているとしており、本来的には福祉の領域において追求されるべき少年の成長発達のための権利保障が、非行・犯罪を行い、最狭義の少年法に関与する少年についても追求されるべきであるといえる¹³⁰⁾。

冒頭で述べたとおり、少年法、つまり少年保護法制において、さまざまな法律が、それぞれの場面で少年に対してその健全育成のために働きかけられている。しかし残念ながら、最狭義の少年法と他の法律との連携は、事実上も制度上も未だ十分には達成されていない¹³¹⁾。それは、これらの各法律において目指されるべき「健全育成」や「成長発達」に違いがあるからなのであろうか。そこで、少年保護法制において、非行・犯罪をおこなった少年に対して働きかける最狭義の少年法と、福祉的側面から少年に働きかけをおこなっている児童福祉法の「健全な育成」が同じ視点を有しているのか、さらに、子どもに関する国際的な取り決めである子どもの権利条約における「成長発達権」の意味内容や関連性の検討をおこなう。

第2項 少年法における「健全育成」について

武内は、最狭義の少年法における「健全な育成」は、原則、家庭や学校教育によって達成されうるものと同じであるとされるならば¹³²⁾、単に将来の非行・犯罪の防止というところに「健全な育成」の意味がとどまることになり、少年司法制度が刑事司法制度と径庭のないものになりかねない¹³³⁾としている。そのため、性格の矯正だけではなく、環境の調整も視野に入れて「健全な育成」を達成しようとしている少年法の構造からすれば、この目的は、少年本人や社会資源、社会関係資本への働きかけ、そして社会への「立ち直り」をも視野に納めるものでなければならない¹³⁴⁾。そのため、少年法における「健全な育成」とは、少年が抱えている問題を解決して平均的ないし人並みの状態に至らせることをいうと理解する見解が、基本的に妥当¹³⁵⁾であると考えられる。

また、少年の健全育成に資する事であっても、国や地方公共団体の機関には許されないこともあるとされ、「少年のもつ秘められた可能性をひき出し、個性味豊かな人間として成長するよう配慮する」ということは、原則として家庭における働きかけに妥当する健全育成の意味なのである¹³⁶⁾とも指摘されている。よって、国ないし地方公共団体における健全育成の意味としては、両親や本人の希望や依頼への援助が考えられる¹³⁷⁾とし、少年や家庭に明確な希望や依頼がない場合は、「その青少年が抱えている問題を解決して、平均的ないし人並みな状態に至らせること」を置くしかない¹³⁸⁾と考えられている。

しかし、健全育成が平均的ないし人並みな状態に至らせることを目的とした少年への働きかけにとどまるのであれば、それは、体制順応型の人間を作るための働きかけでしかないという批判も存在している¹³⁹⁾。そこで荒木は、健全育成を (1) 少年が将来犯罪を繰り返さないことの上に、(2) 平均的ないし人並みな状態に至らせることが積み上げられ、更に、(3) 秘められた可能性を引き出し個性味豊かな人間として成長させることが積み上げられる¹⁴⁰⁾としている。

つまり、少年法の健全育成とは、少年が非行・犯罪を将来にわたって行うことになりやすい状態から、その社会で平均的な一般少年と同じ状態とした上で、その状態から少年の秘められた可能性や個性を発揮して豊かな人間に成長させ、社会に再包摂されることを意味している。この意味で少年法の健全育成は、単に非行・犯罪への対処をその目的としているのではなく、少年が再び社会へ包摂され、一人の人間として成長することを目的としていると考えられる。

また、子どもの貧困と非行・犯罪を考える上で、少年法の健全育成だけを検討するのではなく、福祉的側面から子どもの抱える問題に働きかけている児童福祉法の健全育成についても検討しなければならないと考えられる。そのため、次項では、児童福祉法における「健全な育成」の検討をおこなう。

第3項 児童福祉法における「健全育成」の意味

児童福祉法の冒頭の第1条から第3条は、児童に関する全ての法の上に立ち、それらを支配するものである¹⁴¹⁾。「児童福祉行政」といわれる場合には、主として、この法の第1条から第3条までの原理に基づいているが、児童福祉法は少年に関する全ての問題に対応しているわけではない¹⁴²⁾。したがって、児童福祉法の原理の実現には、これに隣接した諸分野との密接な提携が必要¹⁴³⁾である。そのため、国民は少年の健全な出生と育成とを阻害するような行為をしてはならないことはもちろんのこと、積極的に少年がよい社会人として成長するように努力することが要請されている¹⁴⁴⁾。

そして、第2条にある「児童が良好な環境において生まれ」というのは、少年の健全な出生の前提として、両親の婚姻が心身ともに健全になされることを意味¹⁴⁵⁾し、少年が成人に達するまでの間、心身ともに健全に成長するよう親をはじめ周囲のすべてが努力しなければならないことをも意味している¹⁴⁶⁾。

さらに、第1条文中の「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される」権利を有することが、宣言、確認されている¹⁴⁷⁾。これは憲法第25条第1項に応じて、両親に対してのみならず、国および地方公共団体に対し、この権利の保障を求められるということ、すなわち、第1条文中の「愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される」とは、とりもおさず「福祉をはかられ」る、保障されるという趣旨である¹⁴⁸⁾。加えて、「等しく」というのは、どの少年も一人の人間として尊重され、この意味で平等にこの権利をもっているという意味であるが、憲法第25条の規定同様、当該規定によってのみこれを直ちに地方公共団体に請求することはできず、個々の事項につき具体的に法令に定められていることが必要¹⁴⁹⁾である。よって、その他法令で個々の具体的事項について定められることで、平等にその権利を行使することができるということになる。

つまり、児童福祉法における「健全育成」は、少年の社会権的保障をその主な目的としていえると考えられる。次項では、国際的な子どもの権利の取り決めである、子どもの権利条約における「成長発達権」の検討をおこない、その意味内容を明らかにしたい。

第4項 子どもの権利条約の「成長発達権」の意味

さまざまな人種・民族、異なる政治体制・法制度、多様な教育制度・子育て文化・家族のあり方などの中で、法的拘束力のある子どもの権利条約の成立は、子どもの権利の国際的保障にとって画期的な意味を持つ¹⁵⁰⁾ものである。それは、人間誰しもが経験する子ども期の権利保障なくしては、成人してからの権利の実現も不十分にしかできないからこそ、子ども期にはそれにふさわしい特別の権利保障が必要になるからである¹⁵¹⁾。

この権利条約は、すべての人の権利保障を定めている2つの国際人権規

約と相互補完の関係にあり、人権の国際的保障の中核をなすとされている¹⁵²⁾。また、当該権利条約の淵源は、前文第8段にあるように、1924年の国際連盟・子どもの権利宣言や1959年の国際連合・子どもの権利宣言まで遡るとされている¹⁵³⁾。両宣言とも、「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負っている」ことを確認しており、その背景として、人権が十分に保障されていなかった子どもを権利の主体としてとらえ、権利を保障する動きが存在しているのである。子どもの権利条約は、極めて困難な条件のもとで生活している子どもに対する救済と保護を主要な目的の1つにしているが、子どもの生命・生存・発達などに対する劣悪で困難な状況は、発展途上国のみならず、物理的に豊かとされている先進国でも広がっている。そのため、前文第11段は「特に困難な条件の中で生活している」子どもが、「世界の全ての国に存在していること」を認め、第13段は「すべての国」における子どもの生活条件を改善するために、国際協力を求めている。

また、当該権利条約では、子どもも大人と同様に、確立した人格を持ち権利を行使する主体とすることを基礎に子どもの権利を保障している¹⁵⁴⁾。その中でも、意見表明権（12条）や、表現・情報の自由（13条）、思想・良心・宗教の自由（14条）、結社・集会の自由（15条）、プライバシー・通信・名誉の保護（16条）などの規定は、子どもを権利行使主体として明確にとらえている¹⁵⁵⁾。これらの権利は、従来、子どもの発達段階などの理由からその行使主体としてのあり方に制限がかけられていた権利であった。

当該権利条約中でも最も重要な子ども固有の権利として、第6条がある。これは、子どもが成長発達して、成人になるという権利であり、身体的にも精神的にも健全に成長することを保障し、子どもが健全に成長し発達するためには、重要な他者である親あるいは周囲の大人たちと共同体の一員として健全な人間関係を築き上げ、自己及び他者を一人の人間として、尊厳を認められることが重要である¹⁵⁶⁾ という成長発達権を保障している。そのために、大人の社会の中で、未熟者としてみなされた子どもが、一人

の「人間」として認められるための権利である成長発達権の中核となるのが意見表明権（12条）である。

同時に、この第12条の意見表明権は、権利条約の一般原則として、すべての場合に子どもの意見を尊重することを明確にしている¹⁵⁷⁾。この権利がなんらかの制約を受けるとすれば、子どもは権利行使主体としてのスタートラインにすら立てないことになる指摘されている¹⁵⁸⁾。さらに、その意味では、意見表明権は単なる自由権の1つではなく、それを超えた全ての権利の根底に位置する総体的な権利であるとも指摘されている¹⁵⁹⁾。

しかし、意見表明権が子どもの全ての権利の基礎であり、重要であるといえども、子どもの意見が全て受け入れられるということではない。それは、第12条第1項後段に規定されているように、「子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」べきであるとしているからである。ちなみに子どもの意見が受け入れられなかった場合において山口は、なぜ意見が受け入れられなかったのかを、子どもとの健全な関係を保ちながら、子どもの納得のいく形で大人は説明しなければならないとしている¹⁶⁰⁾。

つまり、子どもの成長発達権と意見表明権の考え方に基づくならば、子どもの「健全育成」とは、大人が子どもをどのように「健全育成」させるのか以前に、まず、子ども自身に成長発達する権利があることが明確に認められなければならない。またその過程においても、大人との健全な関係性構築のもとで、少年が自らの意見を表明できることが前提にあるべきである。大人はそのための環境整備として、少年法制やそこでの取り組みに臨まねばならないのである。

第3節 小 括

ここまで、少年保護法制における、少年の健全育成の意味内容についての検討をおこなってきた。子どもの権利条約において、子どもは、成長発達権を有しており、その中心となるのが意見表明権であるとされていた。ここでいう成長発達権は、身体的にも精神的にも健全に成長することを保

障¹⁶¹⁾ するものである。さらに、成長発達権の中核を担っている意見表明権は、権利条約の一般原則とされているだけではなく、子どもの年齢及び成熟度に従って、相応に考慮されるが、子どもの全ての権利の基礎をなしていると指摘されている。このように、子どもの権利条約にある成長発達権、その中核を担っている意見表明権は、少年の保護法制の健全育成にとっては欠かせないものであると考えられる。

また、日本の少年法における健全育成は、少年の抱える問題を解決して平均的ないし人並みの状態に至らせることが基本的な理解とされている。加えて荒木による健全育成の分析¹⁶²⁾ においては、「少年が将来犯罪を繰り返さないこと」の上に「平均的ないし人並みな状態に至らせる」ことが積みあげられ、更に「秘められた可能性を引き出し個性豊かな人間として成長させること」が積み上げられるとしている。

このような少年法の健全育成の意味内容に対して、児童福祉法の健全育成は、第1条第2項の文中にある「『ひとしく』その生活を保障され、愛護される」と規定され、ここで示されている「ひとしく」とは、荒木が分析した健全育成における「平均的ないし人並みな状態に至らせる」と同義に捉えることができるのではないかと考えられる。つまり、子どもの社会権保障において、児童福祉法と少年法は共通の基盤を有しているものといえる。

さらに、少年法が種々の福祉的側面（福祉的対応を行うことのできる規定とそれによる制度枠組み、さらにはそれに基づく実務）を有しているという観点から見ても、児童福祉法の「健全育成」と少年法の「健全育成」は、少年の健全な育成を目的とするものである点で一致しているものと考えられる。それらの健全育成を支えるのが子どもの権利条約であり、そこで示されている成長発達権及びその中核となる意見表明権こそが、健全育成される子どもを主体にしつつ、その固有の権利を明確にしたものであると言えるのではないかと考えられる。

裁判例においても、子どもの健全育成は成長発達権として語られている

ものがあり、旭川学力診断テスト訴訟最高裁判決や木曾川・長良川事件高裁判決では、憲法第13条をその背景として子どもの成長の総体的内容を持つ権利であるとされていた。加えて、子どもの成長発達権は、憲法第26条の規定の背後でそれを支えていることから、子どもにとっての基本的人権である¹⁶³⁾と捉えることができる。

本章の検討から、子どもの健全育成のあり方としては、健全育成の3段階をベースとし、少年が3段階の健全育成の段階を重ねる上で、重要な他者である親や周囲の大人と健全な人間関係を築くことができ、自ら周囲に対してその意見を表明できるような環境を整えることであるといえる。加えて、子どもが健全に成長発達するためには、子どもを取り囲む社会環境への働きかけをすることで、他者との関わりにおいて、自己の意思を表明し健全な人間関係を形成することも重要であると言える。

特に、貧困状態にある子どもにとっては、人との関わりが乏しいことや、社会生活を営む上で「不利」を強いられているため、社会資源や社会関係資本への働きかけを欠かすことができないようになってきている。しかし、前述のとおり、少年司法手続の枠内で、犯罪・非行行為以前から貧困状態にあった少年に対する支援は必ずしも十分に行われていない。では、少年司法の外側において、そのような少年に対する福祉的支援は行われているのであろうか。

それに関連して、日本では、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。そのため、次章では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下、「子ども貧困対策法」)において、犯罪・非行行為を行ったか否かにかかわらず、子ども一般の貧困対策をおこなう上での理念や目的、取り組みをいかように定め、子どもの貧困に対応しているのか検討をおこなう。

第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律と大綱

第1節 子どもの貧困対策の推進に関する法律について

「子ども貧困対策法」は、2013年に制定された法律であり、全3章と附則からなる法律である。第1条と第2条において、この法律の目的と基本理念が定められている。第1条において、この法律の目的は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右することのないよう、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」としている。この目的から、本法は、健全な育成と子どもの教育の機会均等を実現するために、子どもの貧困対策をおこなうことがわかる。

この法律における子どもの貧困対策の支援としては、教育の支援・生活の支援・保護者の支援・経済的支援などが挙げられている。また、このような施策の趣旨は、生まれ育った環境に左右されることのない社会を将来的に実現することであり、それを支援の基礎としている。以下、各支援において、具体的にどのような目的や内容を掲げているのか検討する。

まず、教育の支援としては、第10条で、「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な」施策を行うとしている。

次に、生活の支援は、第11条で、「貧困の状況にある子ども及び保護者に対する生活に関する支援のために必要な」施策を行うとする。また、保護者に対する就労支援として、第12条で、「貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関して必要な」施策を行うものとしている。

そして、経済支援として、第13条で、「各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な」施策を行うとしている。

このように法律には、子どもの貧困に対する支援や施策が定められており、その対象となる子どもは、大綱において、「子供の貧困対策は、基本として、一般的な子ども関連施策をベース¹⁶⁴⁾」としていることから「一般的な子ども」であるとされるが、具体的に条文上明確には、その対象を定義されてはいない。

さらに、支援・施策などに関して、より具体的な貧困対策の指針などを明確にするために大綱を定めなければならないとしている。つまり、「子ども貧困対策法」においては、子どもの貧困対策をおこなう上での大枠となる目的や理念、支援を定めたに過ぎない。そのため、法律の第8条において、子どもの貧困対策をより具体的な支援の方針などを大綱に定めていることとしている。次節では、子どもの貧困対策に関する大綱の検討をおこなう。

第2節 子どもの貧困対策に関する大綱について

「子どもの貧困対策に関する大綱」は「子ども貧困対策法」によって定められた大綱であり、より具体的に子どもの貧困対策に関する施策の指針などが定められている。

この大綱において、子どもは「日本の将来を担う子供達は国の一番の宝である¹⁶⁵⁾」とし、「貧困は、子供達の生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供達に責任は¹⁶⁶⁾」ないとしている。また、子どもの貧困対策については、基本として一般的な子ども関連施策をベースとするものであり、「子供の成長環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠とし、児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるように配慮する」必要がある¹⁶⁷⁾としている。

施策に関して、「子ども貧困対策法」では、教育・生活・保護者の就労・経済といった4つの分野での支援を定めており、その内容について大綱ではより具体的に定められている。

まず、教育の支援では、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進する¹⁶⁸⁾」としている。また、「① 学校教育による学力保障、② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③ 経済的支援を通じて、学校から子供を福祉の支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る¹⁶⁹⁾」としている。

次に、生活の支援においては、「貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する¹⁷⁰⁾」とし、「貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう¹⁷¹⁾」ことをして指摘している。そして、生活の支援では、「相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮し、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進¹⁷²⁾」する。保護者の就労支援では、「家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意識にも注目¹⁷³⁾」するとしている。その結果として、「収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図ることが必要¹⁷⁴⁾」であるとされる。

最後に経済的支援について、「施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付け¹⁷⁵⁾」、「子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要¹⁷⁶⁾」があるのである。

確かに大綱では、「子ども貧困対策法」よりは、対策をおこなう上での

支援や理念が具体的に定められている。また、各支援が子どもに対して、教育的効果を持つものであることを前提に考えられているが、そもそも法律や大綱いずれにおいても子どもの貧困自体に関する定義が不明確といった問題が存在する。そのため、次節では、法律と大綱について、どのような問題が指摘されているのか、その検討をおこなう。

第3節 法律と大綱の問題点の検討

「子ども貧困対策法」とその大綱に対する指摘として、湯澤は以下の指摘をしている¹⁷⁷⁾。大綱にある「学ぶ意欲と能力のある全ての子供」への質の高い教育が強調されている点に対して、「持続する貧困と社会的排除によって、個人の意欲や能力の発揮を阻害されている現実が不可視にされており、貧困の克服を子ども自身の努力に帰結させる恐れがある¹⁷⁸⁾」としている。

また、法律や大綱にいう「学ぶ意欲と能力のある子供」とは、経済的に困難で貧困な状況にはあるが、そもそも学校に登校することができる子どもであると解釈することができる。そのため、法律や大綱による支援を受けるための条件は、学校に登校できる子どものみに限られるのではないかと考えられる。

さらに、「指標の改善に向けた当面の重点施策」が提示されている点に対しては、重点施策の柱は、「子ども貧困対策法」に基づく教育支援・保護者の就労支援・経済的支援・その他とされている。しかし、保護者に対する就労支援や経済的支援の項目に関しては、大きな項目がなく、就労支援に関してみれば、ひとり親・生活困窮者・生活保護受給者などへの支援が掲げられているものの、雇用の非正規化や男女の賃金格差に関する労働市場の完全への言及がされていないと指摘している¹⁷⁹⁾。

松本らは、以下のような指摘をしている¹⁸⁰⁾。まず、法律や大綱において「子どもの貧困」という問題の定義が示されていない点である。法律や大綱で掲げられている指標に対して、「貧困削減の数値目標など、改善目

標が1つもない¹⁸¹⁾」,「貧困の継続性や社会的・文化的経験の剥奪に関する指標が1つもない¹⁸²⁾」,「貧困の程度が著しく高い子どもに関する指標が多い¹⁸³⁾」,「教育関係の指標が多い一方、子どもの日常生活の改善に関する指標が見られない¹⁸⁴⁾」と指摘している。この指摘の背景として、「子どもの貧困」に対する定義が明確に示されていないことが根底にあるとしている¹⁸⁵⁾。

また、大きな問題として、子どもの貧困対策の基本理念に対しての指摘をしている¹⁸⁶⁾。この法律の基本理念は、第2条にあるように「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない」よう支援することとしている。しかし、この法律では、貧困対策は子どもの自助努力を促すことであって、貧困そのものを減らしたり、貧困を生み出す社会のメカニズム自体を除去したりすることを目的とはしていないと指摘する¹⁸⁷⁾。このような指摘に続けて、「親の貧困は自己責任であり、子どもがそれに左右されてはならないとするのは、あながち間違いではないが、子どもの家庭環境や社会的経験を全体として改善することが必要であり、親を含む家族全体が貧困から抜け出せないにもかかわらず、学習支援や学費補助を行なった後は自助努力、自己責任でというわけにはいかない¹⁸⁸⁾」とも指摘している。

つまり、子どもの貧困対策としては、学習支援や学費援助といった画一的な最低限度の支援を施すのみで、基本的には貧困は自己責任であり、自助努力で貧困といった困難から抜け出さなければならない状況が存在しているのではないかと考えられる。

次に、池谷によると、政府は、子どもの視点に立ち、切れ目のない支援をおこなっているようではあるが、支援の絶対量が足りず、散発的に様々な試みを試しているような印象がある¹⁸⁹⁾（原文ママ）と指摘している。具体的には、義務教育制度があるにもかかわらず、教育基本法・学校教育法と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって、無償とされているのは、国立・公立の学校においてですら授業料と教科書のみで

あるため、義務教育期間にかかる費用は全て無償になったわけではない¹⁹⁰⁾。よって、貧困な家庭では、最低限の必要経費に費やさざるを得ないため、部活動や修学旅行などに参加することを躊躇し、塾はもとより参考書の購入もままならず、進学もできない¹⁹¹⁾状況ができてしまう。

そして末富は、教育支援におけるプラットフォームとしての学校の役割の検討¹⁹²⁾の中で、家庭のバックグラウンドが不安定な場合¹⁹³⁾は、教員から子どもへの「指導」が届かず、保護者に対して面談などの「指導」がおこなわれることになるが、保護者への「指導」の効果がないと、その保護者に対して「やる気がない」などとみなされ、事態が進行すると「どうしようもない親」として教員側の親子双方への不信感が進行してしまうと指摘している。

さらに、平面的平等観¹⁹⁴⁾に基づく指導が学校教育現場で望ましいという、日本の教育現場を支配する価値観は、教育現場の第一線にいる教員に子どもの貧困問題を見えなくさせている¹⁹⁵⁾。また、末富の調査したケースでは、NPOの学習支援に通っている子どもに対し、「なんで塾で頑張れて学校で頑張れないんだ」という教員の発言が、子ども自身の不登校を深刻化させてしまったケース¹⁹⁶⁾もあるという。

つまり、貧困対策のための教育支援が存在するのにも関わらず、結果として貧困に起因する「不利」を教育が生み出していると考えられる。そのため、教育制度があったとしても、その制度によって、むしろ困難な状態に陥り、制度の恩恵を受けることができないという問題がある。同様に、子どもの貧困対策のための支援や制度が定められていたとしても、その支援にかかることができない、または、より「不利」な状態に陥っているということがわかる。

さらに、プラットフォームとなる学校において、教員から子どもの貧困問題が見えにくいことなどが原因で、家庭と学校の距離ができてしまい、支援を必要としているところに支援をつなげにくくなるといった状況ができてしまう可能性が存在していると考えられる。

また、子どもの貧困対策をおこなう担い手の問題として、官公民といった様々な主体による連携が求められる。そのため、大綱では、「官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開」し、「連携・協働して取り組む」としている¹⁹⁷⁾。このように大綱においては、官公民との連携について触れられてはいるものの、その具体的な連携のあり方などについては言及されていない。そして、地方公共団体では、子どもの貧困対策をおこなう上で縦割り行政を克服することが必要¹⁹⁸⁾とされており、地方自治体レベルにおいては、未だ各主体同士または内部の部署間で連携が取れていないことが窺えるのである。

第4節 小 括

子どもの貧困対策の推進に関する法律と大綱には、「子どもの貧困」に対しての日本における支援理念について示されていた。支援の分野としては、教育の支援・保護者の就労支援・生活の支援・経済的支援が掲げられている。このような支援をおこなうにあたり、対象となる「子どもの貧困」の定義については、松本らによると「経済的困窮な状態に置かれ、発達の段階における様々な機会が奪われた結果、子どもの人生に影響をもたらすような深刻な『不利』を負うような状態」としている。それに対して、本法律や大綱では、明確な定義を定めずに、13の指標を掲げるにとどまっている。また、13の指標に対しては「貧困削減の数値目標など、改善目標が1つもない」、「貧困の継続性や社会的・文化的経験の剥奪に関する指標が1つもない」、「貧困の程度が著しく高い子どもに関する指標が多い」、「教育関係の指標が多い一方、子どもの日常生活の改善に関する指標が見られない」という指摘がされていた。そのため、日本における子どもの貧困対策のための政策において、どのような状況・状態が「子どもの貧困」なのか明確に捉えることが難しいと言える。

また、法律や大綱では、自助努力を中心とした支援をおこなっていると指摘されている。加えて、切れ目のない支援をおこなうとしながらも、散

発的な取り組みをおこなっているに過ぎないとされ、支援をおこなっているのにも関わらず、その結果として子どもの進学などにかえて「不利」を与えている。このことから、政府がおこなっている支援によって、「不利」を負うという状況が存在している。

加えて、法律や大綱の中で、学校を子どもの貧困問題におけるプラットフォームとして位置付け対策をおこなうとしているが、教育現場が平面的平等観という価値観に支配されているため、教員の目から子どもの貧困問題は見えにくくなっている。さらに家庭のバックグラウンドが安定していない親や子どもへの教員による指導の効果はなく、教員は親や子への不信感が進行してしまう。そのため、教員側からは、その親や子の家庭環境が貧困などにより不安定であることがわからず、学校や教員側と家庭の距離は離れてしまうのである。よって、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策や支援は、学校との距離が離れてしまった家庭にとっては、その支援の恩恵を受けることができないことになるのである。

つまり、政府の取り組んでいる「子どもの貧困」対策は、子どもの自助努力によって貧困が解消されうるものとして考えられており、「子どもの貧困」という問題のごく一面のみに焦点を当てた、視野の狭い支援であると言える。それは、法律や大綱において、「子どもの貧困」の要因の1つと言える親の就労問題に関する労働市場の課題への対応のあり方、姿勢について触れられておらず、支援のプラットフォームである学校との関係が希薄になった子どもや親の抱えている問題に対する支援や対応について、明らかにされていないからである。本来、「子どもの貧困」問題は、単にその状態のみを解決することが全てではなく、貧困に陥る要因となる周辺の問題をも同時に解決することが重要なのではないだろうか。

一方、政府の貧困対策とは別に、地方自治体や民間の実践団体も子どもの貧困に対する支援をおこなっている。また、政府によって、法律の制定がなされ、「子どもの貧困」に対する支援がおこなわれるよりも前から民間団体による実践活動の方が、「子どもの貧困」に対しての実践活動がお

こなわれていた。そのため、次章では民間の実践団体や地方公共団体は、「子どもの貧困」に対して、どのような実践活動をおこなっているのかの検討をおこなう。

第5章 「子どもの貧困」に対する実践活動のあり方

第1節 地方公共団体や民間団体による実践活動とその問題点

第1項 地方公共団体による実践活動

北九州市では、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学生や中学生を対象に学習支援を行なっている¹⁹⁹⁾。事業内容としては、集合型学習支援と訪問型学習支援の2つの学習支援をボランティアなどによって、週1～2回開催している。また、このような学習支援に参加している子どもたちは、経済的困窮のみならず、家庭機能が低下していたり、不登校や引きこもりであったりなどの多様な問題を抱えているといった特徴を抱えている。支援事業の特徴は、訪問型学習支援において、アウトリーチ型であると同時に子どもだけではなく保護者を含む世帯全員を支援の対象として捉え支援している。保護者に対する支援の内容として、日常生活に関する相談や家事や日常生活でのトラブルに関する伴走型支援、学校との相談・交渉時における同伴などをおこなっている。

この学習支援では、支援員が、学習支援事業に参加している子どもの状態を点数化している²⁰⁰⁾。坂本による支援事業の分析では、支援員による点数化されたデータを用いて、支援が子どもや保護者に与える効果を指摘している²⁰¹⁾。子ども、保護者に共通して支援効果が高かったのは、社会参加、日常の良好な関係の構築、掃除、家庭内暴力の解決²⁰²⁾であったとしている。また、当該分析時に参加している子どもたちの「家庭的背景には複合的な問題が存在し、特に社会や他者との関係において支援効果が高かった²⁰³⁾」としている。さらに、子どもの支援効果に焦点化すると、もっとも支援効果が高かったのは、社会参加、日常の良好な関係の構築、

登校といった社会や人との繋がり²⁰⁴⁾の領域であるとしている。

そのため、本支援事業においては、子どもに対する学習支援を通して、親への支援もおこなうことで、単なる学習支援として「子どもの貧困」問題に対応するのではなく、その問題を契機に周辺の諸問題にもアプローチをおこなっていることがわかる。

次に富山県では、民間実践団体がおこなっている子ども食堂への助成金制度を整備し、その活動を支援している²⁰⁵⁾。富山県がおこなっている「富山子どもほっとサロン事業」は、子ども食堂の開設時の費用を富山県と市町村が補助し、開設を支援している。この事業は、「子どもたちが生まれ育った環境に左右されず健やかに育つことを推進するため、地域住民やボランティア・NPO 活動をおこなう組織・団体等が食事その他の生活環境が十分でない子どもを地域で支える取組みを支援する²⁰⁶⁾」という目的のもとおこなわれている。助成金について、調理器具や家具などの購入をその対象としており、賃金、謝金、食材費はその対象にはならない。また、助成金の対象となる支援としては、1年以上はその事業を継続できる見込みがある²⁰⁷⁾ものとしている。さらに、原則、年間24回以上開催する事業を補助対象とし、計画的に行うことを求めている。このことから、助成制度を通して、単に子ども食堂を単発のイベントにするのではなく、長期にわたり、子どもへの支援をおこなうことができるように支援していることがわかる。

このように、地方公共団体による「子どもの貧困」への実践活動は、生活困窮世帯に対する学習支援やその事業の外部委託、子ども食堂の開設への助成制度の整備をおこない、NPO 法人やボランティア、民間実践団体の活動を円滑におこなうことをその主たるものとしていることがわかる。また、民間団体の取り組む実践活動への支援を行う場合には、その実践活動が単発のイベントとなることを防ぎ、長期的に活動が行えるように支えつつ、広く多様な子どもや親が参加できる実践活動²⁰⁸⁾になるように支援の制度を設けていることがわかる。

第2項 民間団体による実践活動

「子どもの貧困」における実践活動において、生活困窮家庭や生活保護受給家庭の子どもに対する学習支援がある。その中の1つに、川口市で行われている一般社団法人「彩の国子ども・若者支援ネットワークアスポート学習支援センター」による学習支援サービスがある。この学習支援には、生活保護家庭の子や困窮家庭の子が参加し、元教員である「教育指導員」や学生ボランティアたちが支援をしている²⁰⁹⁾。学習教室と家庭訪問を二本柱とした、埼玉県の子どもの貧困対策事業の愛称であり、2010年から開始された²¹⁰⁾。参加した子どもの進学率は高く、学習支援としての成果はあるといえる。主な支援は学習支援なのであるが、子どもが安心して学習できるように生活支援も行なっている。

両親が離婚し、親が育児放棄し、祖母と生活している中学1年生のケースにおいて、その子は小学2年生の時から不登校で、周囲の人との関係構築に難があり、保護者であるはずの祖母も育児放棄気味であった²¹¹⁾。訪問型学習支援により学習指導員との関係も構築でき、順調に学習ができる環境になってきた。しかし、ある日「祖母の彼氏に殴られた」と話したことから、学校の制服を捨て、金髪にするなど生活態度が荒れるようになった。そのような状況に対して、支援員は、毎日のように電話をし、毎週会いに行くなどして、対応するようにした。その後、その子は全日制の高校に合格している。このように、生活態度が乱れた後に支援員が行った対応により、学習に取り組める環境を取り戻すことができたと考えられる。

次に、要町あさやけ子ども食堂²¹²⁾について紹介する。この子ども食堂は、子どもが1人でも入れる食堂と銘打って、子どもは100円（同伴者は300円）で食事の提供をおこなっている²¹³⁾。この子ども食堂では、一軒家に40人程度が集まり、そこで食事をおこない、食後、子どもたちは異年齢で遊んだりしながら交流をおこなっている。

参加者の中には、親子で参加している者もあり、参加している母親同士での交流も盛んにおこなわれ、また、地域住民が問題を抱えている子ども

や親などを食堂に連れてくるというケースもあるとしている²¹⁴⁾。

そして、子どもや親たちとの何気ない雑談の中で、いじめや不登校、DVなどの問題が明らかになることがあり、そのような場合には、適切な相談窓口へつなげたり、適切な制度や社会資源を探したり、場合によっては弁護士などの紹介をおこなっている²¹⁵⁾。

このように、民間実践団体が取り組んでいる「子ども食堂」では、子どもたちに食事を提供するだけではなく、多様な人たちとの交流を契機に抱えている問題を明らかにできる場所であるといえよう。

また、「子どもの貧困」対策を学習支援や子ども食堂という様々な実践活動を幅広く行なっている山科醍醐子どものひろば²¹⁶⁾がある。ここでの取り組みは、単に子ども食堂や学習支援だけではなく、社会への子どもの貧困問題の周知・啓発や市民の参加による活動づくりをおこなっている²¹⁷⁾。

団体の目的としては、「地域のすべてのよりよい子どもの育ちの環境を豊かにすることを子ども、家族、そして地域も一緒になって取り組む²¹⁸⁾」こととしている。このような、「子どもの貧困」に対する実践活動をおこなう以前は、子どもたちに文化・体験を届ける活動を中心におこなっていた。しかし、活動を行うなかで、子どもやその家族から日常生活に関する相談を受けていくうちに、子どもの貧困問題に注目するよう²¹⁹⁾になった。そして、2010年から「子どもの貧困対策事業」に取り組むようになり、地域の民間団体による実践活動の中で、各貧困家庭の収入を増やすようなことは容易にできないので、「貧しさ」によって「困っていること」はどのようなことであるのかに意識を向け、地域の中でできることを行なっている²²⁰⁾。

取り組んでいる事業としては、生活支援・宿泊支援、文化・体験活動のサポート、学習支援などを通して、自己肯定感や安心・自由・つながりの獲得²²¹⁾といったことに繋がる事業をおこなっている。実践活動の具体的なものとしてはナイトステイ²²²⁾やトワイライトステイ²²³⁾がなされている。加えて、実践活動の機会を増やすために、福祉事務所や地域の小学校との連携を図り²²⁴⁾、「不利」を抱える多くの子どもへ支援をおこなえるよ

うにしている。かような活動に加えて、2013年や2016年には活動の現場で見えてきた「子どもの貧困」問題などの現状を外部に発信するために出版活動²²⁵⁾をおこない、「見えにくい」とされている現代の「子どもの貧困」現状が周知されるように取り組んでいる²²⁶⁾。

そして、「子どもの貧困」対策に関連して、少年の非行・犯罪の抑止をその目的とし、子ども食堂を行なっている実践団体がある。特定非営利法人「食べて語ろう会」では、非行をさまざまな家庭の事情で満足に食事がとれず、万引や暴力などの問題を起こす少年たちは少なくなく、こうした少年たちに食事や居場所を提供し、地域の力で支え、非行に陥った少年たちの改善更生のための支援と、新たに非行に走る少年が出ないように防止することを目的として活動を行なっている。

事業の内容としては、「①家庭環境に恵まれない子どもや青少年に対して、食事や居場所、生活に必要な方法を提供するなどの生活支援に関する事業、②文化・芸術、スポーツ、多様な学び、就学、資格取得、就労の機会を提供するなどの成長発達の支援に関する事業、③その家族やコミュニティへの支援に関する事業、④すべての人を対象に、家庭環境に恵まれない子供に対する理解と支援を呼びかける事業、⑤家庭環境に恵まれない子どもが穏やかに成長できるまちづくりに寄与する²²⁷⁾」としている。

また、この法人の前身として、当該団体の中心である中本忠子氏が、保護司としての活動中に、空腹を理由に万引きなどの非行を行う子どもたちの存在を知り、それから40年間自宅のアパートを毎日開放し、無償で食事を提供していた。そして、保護司引退後も活動を継続し、2015年に前述した特定非営利法人「食べて語ろう会」を設立した²²⁸⁾。さらに、この前身活動の中で、ご飯を食べに来ている子どもは、中本氏との交流を通して、「裏切りたくない」と考えるようになり、再び非行をしないようになったとされる²²⁹⁾。

つまり、地方公共団体や民間実践団体による「子どもの貧困」への実践

活動では、当該地域に根ざした実践活動を行い、現場での子どもやその保護者との交流から関係性を構築しつつ、貧困家庭の子どもや親達の抱えている問題を明らかにして、適切な窓口や支援につなげようとしていることもわかる。

「子どもの貧困」に対する実践活動を通して、子どもたちが様々な子どもや大人たちと関わりを持ち、信頼関係を築く中で、その子どもが抱える問題を明らかにして、適切な支援につなげられていることは、このような、支援のアプローチが、第3章で検討した健全育成や成長発達権保障のあり方に沿うものである。子どもたちが周囲の大人たちと健全な人間関係を築き、自ら周囲に対して、その意見や意思を表明できる、又は周囲の大人が引き出してくれるといった、子どもの成長発達を保障できる環境を形成しているのではないかと考えられる。

さらに、子ども食堂をはじめ、誰でも気軽に参加することができる実践活動をおこなうことで、学校をプラットフォームとした支援を受けることができないといった、制度の隙間にいるような子どもたちや親への支援を可能にしていることがわかる。

なお、地方公共団体による民間実践団体への補助などに関しては、実施回数などの助成対象となるための条件が設けられてはいるが、「子どもの貧困」対策の実践活動を継続的に行えるようにする上で重要な制度であるといえよう。そのため、次節では、地方公共団体や民間実践団体の実践活動の検討を行い、その課題や、子どもの成長発達に資する実践活動とは、どのようなものであるべきなのかの検討を行う。

第2節 「子どもの貧困」に対する実践活動の新たなあり方

第1項 実践活動の検討

実践活動の検討において、子ども食堂については、湯浅により、その目的や子ども食堂の対象とする参加者や目的によって、類型分けがされている。その類型とは、まず、ヨコ軸をターゲット（対象者）とし、子ども食

堂の参加者を貧困家庭の子どもに限定するか、限定しないかで分けられる。また、タテ軸には、子ども食堂の開催目的を子どもの抱えている課題に対するケア（ケースワーク）にあるのか、地域づくりにあるのか、そのどちらを目標としているのかで分けられる²³⁰⁾。

目的 \ 対象	貧困対策型	共生型
地域づくり	A	B：共生食堂
ケースワーク	D：ケア付き食堂	C

湯浅（2017）²³¹⁾ より。

子ども食堂の類型において、現在取り組まれている子ども食堂の多くが、B型の共生食堂やD型のケア付き食堂に属しているとされている。

前者、B型の共生食堂とは、子ども食堂の参加者を、貧困家庭の子どもだけに限定せずに、貧困家庭ではない子どもや大人たちもその対象とし、目的は、子どもたちが多様な人々の集まりの中で、思い思いに過ごし、交流するといった地域づくりを目的としている。このような子ども食堂を湯浅は、地域の子どもや大人といった誰もが参加できるプレイパークの食堂版²³²⁾と表している。

後者、D型のケア付き食堂とは、B型の共生食堂とは対比的に、対象者を貧困家庭の子どもに限定し、食事やその他の活動を通じて、子ども達と信頼関係を築き、その信頼関係をもとに家族のことや進路のことといった、子どもの抱えている課題を発見し、対応することを目的としている。また、D型のケア付き食堂は、食事面・栄養面での相対的落ち込み（格差）を挽回するためにおこなわれる。このような、D型のケア付き食堂は、行政や学校の紹介で子ども達を通い、教師経験者や大学生など一定のノウハウを持つものが対応する無料塾の食堂版というイメージである²³³⁾と湯浅は、説明している。

そして、湯浅による子ども食堂の分析視角は、単に子ども食堂のみを分

類検討するだけではなく、そこで用いられている対象と目的に注目することで、現在行われている「子どもの貧困」への実践活動の分類検討も行うことができるのではないかと。そのため、その分析視角を用いて、本論文で取り上げた実践活動の検討を行うこととした。

第一に、北九州市における学習支援は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学生や中学生を対象とし、実践活動の目的が、学習支援を端緒として、そこから保護者を含む世帯全員を対象として捉えて、それぞれが抱える課題に対する支援を行なっていることから、ケースワーク型と捉えることができ、D型の支援と言える。

第二に、富山県で行われている「富山子どもほっとサロン事業」は、その対象が、単に貧困家庭の子どもに限定しておらず、また、目的が「地域で支援する仕組みを支援する²³⁴⁾」としていることから、地域づくり型であり、B型の支援であるといえる。

第三に、「要町あさやけ子ども食堂」は、貧困家庭の子どもをその対象として限定せずに、子どもを主な対象としつつも、誰もが参加可能であり、そこに参加する様々な人たちがお互いに交流できる場を創出し、関わりの中で明らかとなった課題に対して適切な窓口につなげているということから、C型の支援であると言える。

第四に、「彩の国子ども・若者支援ネットワークアスポート」による学習支援サービスは、生活保護家庭の子どもや、困窮家庭の子どもを支援の対象としており、学習支援を通して、子どもが安心して学ぶために克服すべき課題へのケースワーク的な支援も行なっていることからD型の支援であるといえよう。

第五に、「山科醍醐子どもひろば」による支援は、「子どもの貧困対策事業」として行なっていることから、貧困家庭の子どもをその対象として捉え、事業を通して、「子どもの貧困」問題を社会に対して周知啓発などを行なっていることから、A型の支援であると捉えることができる。

最後に、「食べて語ろう会」による支援は、その対象を、貧困などによ

り家庭環境が恵まれていない子どもや、その家族などとしており、支援を通して、子ども達が抱える課題などに対して成長発達に資する支援を行うこととしていることから、C型の支援にあたると言える。

このように湯浅が示した「子ども食堂」の分析視角を用いて、現在行われている実践活動の機能の分類は可能である。しかし、各子ども食堂などの個別の評価や検証は不十分であると指摘されている²³⁵⁾。そのため、今後「子どもの貧困」対策を考える上では、このような評価・検証をも行った上で、支援を推進することが求められるといえよう。

ここまでの各実践活動の検討を踏まえた上で、地方公共団体と民間実践団体による実践活動を比較すると、地方公共団体における支援は地域づくりであるならば地域の様々な人を対象とし、ケースワークを目的とするならば貧困家庭の子どもをその対象とするといった、「子どもの貧困」対策を行う上でのオーソドックスな支援であると言えるのではないかと。一方、民間実践団体による支援は、貧困家庭の子どもを対象としながらも地域づくりを目的とするといった、発展的な支援を行なっていると捉えることができるのではないかと。

加えてこれらの支援につき、政府による施策よりも、民間実践団体による支援は子どもの健全な成長発達に資するものであると言える。政府による支援は本人たちの自助努力を基礎とし、あくまで学校を媒介とした支援であるのに対して、民間実践団体などによる支援は、貧困状態によって、本人たちに不足しているものを補おうとするものであり、子どもや親たちと同じ視点に立った、関係構築を基礎とした支援を試みようとしている点で評価できるからである。

また、湯浅の分析視角を用いた検討をもとに、各「子どもの貧困」対策を成長発達保障の視点から見ると、C型による支援が望ましいことがわかる。それは、学校や行政の関与をためらうような子どもであっても参加しやすく、そこに行くことで子どもが抱える課題の解決につなげることができ、また、そこに参加している大人たちと健全な環境の中で、健全な人間

関係を築くことができるからである。

しかし、「支援のタブー²³⁶⁾」が原因となり、現在行われている支援がC型の支援になりにくい問題も存在すると考えられる。「支援のタブー」とは、「子どもの貧困」対策の実践活動をおこなう各分野の専門家が、自身の専門とするテリトリーの中ではその専門性を発揮するが、それを越えた支援については、専門家が自身の領域内で抱え込み、子どもに対して支援を行い、専門家としてのルールを守ろうとすることで現れる²³⁷⁾と指摘されている。このような支援のタブーが原因となって機動性が落ちたために、すぐに子どもを現状から救い出せる可能性があったケースが深刻なケースとなってしまう、最終的にはその支援に却って現場の手がとられてしまうという結果になるという²³⁸⁾。加えて、民間実践団体が専門機関などの他の主体と連携して実践活動に取り組もうとする時に、専門家たちがその専門とする領域や組織から出ないタイプであると、各主体による支援の領域が限られることとなり、結果として各主体同士がうまく連携できず、制度の狭間で困難を抱える家庭に支援を届けられない状況になってしまうという²³⁹⁾のである。

さらに、支援の現場において、そもそも専門的知識を有する人が少ないことや、全国各地で支援が行われてはいるが、地域によって支援規模の差が存在している²⁴⁰⁾。その具体例として、近年増加がめまぐるしい「子ども食堂」の活動の格差が挙げられる。前述したように子ども食堂は、2016年では約200カ所でおこなわれていたが、2018年には2200カ所超の子ども食堂が開かれている。しかし、全国各地で行なわれているといえども、地域によっては、子ども食堂の開設数に大きな差が生じている²⁴¹⁾。このような状況になる要因としては、当該地域において、地方公共団体などによる援助がなく、寄付金などを運営資金に充てることになり、資金難から定期開催ができなくなることや、スタッフの確保が難しいことがあるという²⁴²⁾。そのため、このような地域においては、継続的に実践活動をおこなうことが容易ではなく、開設するための必要最低限の条件が大きなハ-

ドルとなっている。このように、地域によって支援に差が生じていることは、「子どもの貧困」対策をおこない、少年の健全育成を全国各地で行なう上で大きな障害となっているといえよう。

以上、子どもの成長発達を保障する上で、望ましいのはC型の支援であるといえるが、前述したような課題が存在している。だがそれらの課題は、C型の支援以外においても問題となりうることでもある。そして、これらの問題点を克服していくことが、今後の「子どもの貧困」問題の解決のための実践活動をおこなう上で重要である。ゆえに次項では、それら問題点は克服することができるということを示し、今後の「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪への対応のあり方を検討することとしたい。

第2項 「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪に対する実践活動への提言

「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪への実践活動をおこなう上で、子どもの全ての権利の基盤となる成長発達権を保障するべく、少年が周囲の大人たちと健全な関係を築き、少年がその意思や意見を表明できる環境を整えることが必要であるといえる。少年の意見表明権を保障することで、周囲の大人との健全な関係の中で、少年がどのような問題を抱え、どのような支援を求めているのかを明らかにできると考えられるからである。

そのため、少年が健全に成長・発達するために、周囲との健全な人間関係（情緒的繋がり）を健全な環境で形成できるような居場所、すなわち湯浅の分析視角でいうC型のような支援が重要であると考えられる。そのような支援の中心となるのが、民間実践団体がおこなっている子ども食堂といった、地域社会の中で誰しもの参加しやすい実践活動の場となりうる。そのような実践活動を通して、明らかとなった問題状況を、地方公共団体などが行っている公的支援につなげていくことが理想であると考えられる。

このような実践活動における行政機関の役割とは、民間団体がおこなっ

ている実践活動を、支援を必要としている子どもや親へとつなげる役割と、民間実践団体の支援活動を単発のイベントにせず、長期的に活動をおこなえるように支援をおこない、地域社会における重要なインフラとなるように、人材支援や助成制度の整備をおこなう役割であるといえる。

そして、前項で指摘した実践活動における問題点の中で、マンパワー不足や運営資金の確保などは一朝一夕で解決するような問題ではない。そのため、長期的な視点に立ち社会に対して活動を広めていくことなどが求められる。その中で、山科醍醐子どもひろばの活動のような周知啓発活動を通して、社会に活動を発信できる²⁴³⁾ことが1つの理想的な形であるが、全ての団体ができることではない。そのため、地方公共団体などの行政機関は広く社会に対して発信する手段を有している主体として、民間実践団体に代わり、そこでおこなわれている活動を発信していくことが必要なのではないか。例えば、よい実践活動を行政機関間で共有していくことはお互いの地域の改善につながるであろう。

また、C型の支援を推進する上で大きな問題となる「支援のタブー」について、その原因の1つとなる、専門家がその専門とする領域にとらわれてしまうことの解決が必要である。確かに、専門の領域で支援をおこなうことは、より良い支援をおこなう上で重要なことであるが、「子どもの貧困」問題は、多くの場合、1つの領域内で解決・改善することのできる問題ではない。そのため、関係しうる領域同士をつなげ、領域から領域へと支援を適切につなげることが必要であり、そのためにも窓口となる民間団体の支援を媒介として、各支援主体をつなげることが、「支援のタブー」の改善になるのではないかと考えられる。例えば、支援主体間の連絡会議等、「顔の見える連携」の構築が不可欠であろう。

このように、「子どもの貧困」への実践活動をおこなう上では、まず民間実践団体が第一線で実践活動をおこない、「子どもの貧困」によって問題を抱える子どもや親の声を聞き、適切な支援につなげられる居場所を整備し、周囲の大人たちと健全な人間関係を構築して、意思や意見を伝え、

明らかにされた課題に対して適切な支援につなげられる環境を整えることが重要であると言える。これに対して、地方公共団体は、民間実践団体の支援を必要としている、または、困難な状況に陥りそうな子どもや親と最初の支援主体とは異なる各支援主体とつなげることや、民間実践団体が長期かつ円滑に活動をおこない、地域社会においてその活動を認められるよう、必要な支援や助成制度を整備することが重要である。こうした役割分担が、持続可能な「子どもの貧困」問題への取り組みを可能にするのではないだろうか。それはまた、少年自身の成長発達権保障の実質化のための体制整備にもなりうるのである。

第6章 お わ り に

本論文では、「子どもの貧困」に起因する少年非行・犯罪への対応のあり方について、子どもの成長発達保障の立場からの検討を行ってきた。

貧困状態に置かれた少年が非行に至る際、経済的貧困のみならず、精神的貧困をも含めた貧困が、少年非行・犯罪の背景要因の1つであることを明らかにした。

また、少年自身の成長発達の視点などから見れば、少年が非行・犯罪に至る前に、その要因たる貧困状態への対応を講ずることが、社会による対応として極めて重要である。そのため、「子どもの貧困」への対応として、少年の成長発達の観点から、少年が成長する中で周囲の大人たちと健全な人間関係を築き、自らの意思を表明できるよう意見表明権を保障し、行役できる環境を整えることが重要であると言える。

このような環境を整えるためのあるべき対応としては、民間実践団体が第一線で実践活動をおこない、貧困によって問題を抱える子どもや親の声を適切な支援につなげられる居場所を整備し、少年が周囲の大人たちと健全な人間関係を構築して、意思や意見を伝えることができる環境を整えることが重要であると言える。これに対して、地方公共団体は、民間実践団

体の支援を必要としているまたは、困難な状況に陥りそうな子どもや親を他の支援主体とつなげることや、民間実践団体が長期かつ円滑に活動をおこない、地域社会においてその活動を認められるよう、必要な支援や助成制度を整備することが重要である。

最後に、「子どもの貧困」問題において、本論文における残された課題につき触れることとしたい。本論文において、「子どもの貧困」対策における検討は、少年司法制度に関与する以前の少年に対する支援や実践活動を中心におこなってきた。そのため、すでに少年司法制度に関与した少年が、社会に復帰する上で再び貧困に陥ることのないような支援や実践活動のあり方の検討と共に少年司法制度のあり方についての検討も別途必要である。

また、「子どもの貧困」に陥る要因の1つとして、その子どもの親の就労環境の問題がある。しかし、大綱では、親の就労環境など労働市場についての言及はなされていない。「子どもの貧困」問題は、単にそのみを解決すれば良いというのではなく、その背景要因たる社会構造の問題を検討することが重要であり、今後検討しなければならない課題の1つともいえよう。

さらに、各地域で行われている支援の規模に差が生じている点についてもその解決策の提示が必要である。この課題については、単に各地域での支援の規模などに注目するのではなく、当該地域の社会資源等の実情に即した支援のあり方を検討することが求められるであろう。

そして、「子どもの貧困」への支援については、現在十分な検証や評価が行われていない。そのため、それら支援の実証的な支援の評価、検討が今後行われなければならない。また、検討を行う上で、その支援によって非行がどの程度抑止できたか、認知件数や再犯率等等の統計的事実から見てどうであるか、といった視点のみにおいてではなく、当該支援が子どもの成長発達に資するものであるのかといった視点に立ち、行われなければならないといえよう。それが、「子どもの貧困」問題を根本的に解決す

るための視点として、本来不可欠な視点なのではないだろうか。

- 1) 松本伊智朗, 湯澤直美, 平湯真人, 山野良一, 中島哲彦 編著『子どもの貧困ハンドブック』（かもがわ出版, 2016年）12頁。
- 2) 子どもの貧困率は, 2009年に初めて公表されたものであり, 昭和60年10.9%, 昭和63年12.9%, 平成3年12.8%, 平成6年12.2%, 平成9年13.4%, 平成12年14.4%, 平成15年13.7%, 平成18年14.2%, 平成21年15.7%, 平成24年16.3%, 平成27年13.9%で推移している。子どもの貧困率は, 子ども全体に占める, 等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合を指している。貧困線とは, 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額をいう。厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>（最終閲覧日2018年12月13日）。厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>（最終閲覧日2018年12月20日）。
- 3) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>（最終閲覧日2018年12月26日）。
- 4) 内閣府「平成26年版 子ども・若者白書」https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/pdf/b1_03_03.pdf（最終閲覧日2018年12月26日）。
- 5) 少年および青年の分類についてフランスは少年を18歳未満（人口比は, 10歳以上18歳未満を用いて計算）、ドイツは少年を14歳以上18歳未満、青年は18歳以上21歳未満、イギリスとアメリカは少年を10歳以上18歳未満、青年を18歳以上21歳未満、日本は少年を18歳未満、青年を18歳以上21歳未満としている。
- 6) 法務省「平成17年版 犯罪白書」「第5節我が国との比較」http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/51/nfm/n_51_2_4_6_5_0.html（最終閲覧日2018年12月13日）。ちなみに, この年以降犯罪白書における国別の比較はない。
- 7) 法務省「少年矯正統計調査」（2006-2017年）http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html（最終閲覧日2018年12月21日）。
- 8) 松本等・前掲注(1), 12頁。
- 9) 13の指標は, (1)生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率, (2)生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率, (3)生活保護世帯に属する子供の大学等進学率, (4)生活保護世帯に属する子供の就職率, (5)児童養護施設の子供の進学率及び就職率, (6)ひとり親家庭の子供の就労率, (7)ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率, (8)スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率, (9)就学援助制度に関する周知状況, (10)日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合, (11)ひとり親家庭の親の就職率, (12)子供の貧困率, (13)子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率。
- 10) 松本等・前掲注(1), 89-90頁。
- 11) 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>（最終閲覧日2018年12月28日）。
- 12) 阿部彩『『豊かさ』と『貧しさ』：相対的貧困と子ども』発達心理学研究23巻4号（2012

- 年) 362頁。
- 13) 厚生労働省・前掲注(11), 15頁。
 - 14) 阿部・前掲注(12), 362頁。
 - 15) 厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/dl/13.pdf> (最終閲覧日2018年12月29日)。
 - 16) 日本弁護士連合会第53回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会『日弁連 子どもの貧困レポート——弁護士が歩いて書いた報告書』(明石書店, 2011年) 22頁。
 - 17) 日本弁護士連合会第53回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会・前掲注(16), 27頁。
 - 18) 日本弁護士連合会第53回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会・前掲注(16), 27頁。
 - 19) 松本等・前掲注(1), 16頁。
 - 20) 神原文子「ひとり親家族と社会的排除」家族社会学研究第18巻第2号(2007年) 21頁。
 - 21) 神原・前掲注(20), 21頁。
 - 22) 阿部・前掲注(12), 369-372頁。
 - 23) 犯罪問題研究部会「戦後10年における犯罪非行現象の分析」社会学評論第7巻第2号(1957年) 98頁。
 - 24) 文部科学省「平成8年版青少年白書概要」http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h8hakusho/haku_01.htm (最終閲覧日2018年11月13日)。
 - 25) 文部科学省「学校基本調査年次統計 進学率(昭和23年~)」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%98%AD%E5%92%8C%E5%BC%92%E5%BC%93&layout=dataset&toukei=00400001&tstat=000001011528&stat_infid=000031741053 (最終閲覧日2019年1月17日)。
 - 26) 岡田総一「現代青少年の犯罪非行と学生の問題」兵庫農家大学研究報告人文科学編第3巻第2号(1958年) 69頁。
 - 27) 岡田・前掲注(26), 71頁。
 - 28) 岡田・前掲注(26), 71頁。
 - 29) 岡田・前掲注(26), 73頁。
 - 30) 牛窪浩「非行少年の家庭環境と嫉にみられる精神的特性」社会学評論第3巻第2号(1953年) 70頁。
 - 31) 牛窪・前掲注(30), 61頁。
 - 32) 牛窪・前掲注(30), 70頁。
 - 33) 須賀晋一郎「少年非行の家族的・社会的条件について——月島における少年非行に関する調査を中心にして——」教育社会学研究第9巻(1956年) 50-62頁。
 - 34) 須賀・前掲注(33), 50-62頁。
 - 35) 須賀・前掲注(33), 57頁。
 - 36) 伊藤幸恵「少年非行の原因について」人文学報第31巻(1963年) 122頁。
 - 37) 伊藤・前掲注(36), 122頁。
 - 38) 井垣章二「少年非行における『貧困』概念の再検討について」人文学第68巻(1964年)

40頁。

- 39) 井垣・前掲注(38), 44頁。
- 40) 大橋薫「少年非行のメカニズム——社会病理学的研究——」教育社会学研究第19巻(1964年) 82頁。
- 41) 大橋・前掲注(40), 82頁。
- 42) 文部科学省・前掲注(25)。
- 43) 相対的貧困とは、社会生活を営むために必要なものを充足する資源の不足や欠如をいい、社会のほとんどの人が享受している習慣や行為を行うことができない状態を指す。阿部・前掲注(12), 362頁。
- 44) 井垣・前掲注(38), 44頁。
- 45) 井垣・前掲注(38), 45頁。
- 46) 能重真作『第3の非行——いま、教育の課題を問う——』（青木書店, 1983年）32-33頁。
- 47) 能重・前掲注(46), 32-33頁。
- 48) 厚生労働省「平成23年度版厚生労働白書」<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11/dl/01-01.pdf>（最終閲覧日2018年10月16日） 7頁。
- 49) 文部科学省・前掲注(25)。
- 50) 能重・前掲注(46), 32-33頁。
- 51) 溝上瑞男「最近の少年非行——学生・生徒の非行を中心として——」青少年問題第25巻第12号（1978年） 9頁。
- 52) 安田道夫「第三波の非行とその予防策」青少年問題第24巻第11号（1977年）14頁。
- 53) 加藤孝雄「昭和54年警察白書から少年を非行から守るために——非行の実態とその背景を中心として——」青少年問題第26巻第10号（1979年）14-16頁。
- 54) 小林榮吉郎「非行の現状と対応をめぐる諸問題——青少年を非行からまもる全国強調月間の実施にあたって——」青少年問題第27巻第7号（1980年） 7頁。
- 55) 能重・前掲注(46), 30頁。
- 56) 税所篤郎「普通家庭少年の非行」青少年問題第36巻第3号（1989年）13頁。
- 57) 上芝功博「年少非行少年の非行原因に関する調査研究」青少年問題第31巻第10号（1984年）25頁。
- 58) 山田憲児「第34回“社会を明るくする運動”に寄せて青少年問題の一考」青少年問題第31巻第7号（1984年） 6頁。
- 59) 古川孝順「非行問題行動の枠組——W・ヒーリー『少年非行』——」青少年問題第20巻第1号（1973年）14頁。
- 60) 古川・前掲注(59), 14頁。
- 61) 藤木英雄「現代型犯罪と刑事政策」犯罪と非行第20号（1974年）136-139頁。
- 62) 清田勝彦「現代型非行の特徴と社会的背景」犯罪社会学研究第9号（1984年）146頁。
- 63) 内閣府『青少年に関する調査研究等（平成19年度）』『ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）』（2010年）http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj_pdf.html（最終閲覧日2018年10月13日）。
- 64) 内閣府・前掲注(63)。

- 65) 内閣府・前掲注(63)。
- 66) 内閣府「平成11年青少年白書の概要」http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h11hakusho/haku11_1.htm#105 (最終閲覧日2018年10月13日)。
- 67) 福重清「2000年代の都市青年の人間関係——友人関係をめぐる10年間の変化——」専修人間科学論集社会学編第6巻第2号(2016年)119頁。
- 68) 岡邊健「現代日本の少年非行 その発生態様と関連要因に関する実証的研究」(現代人文社, 2013年)9-11頁。
- 69) 岡邊・前掲注(68), 10頁。
- 70) 麦嶋文夫『非行の原因』(東京大学出版, 1990年)72頁。
- 71) 麦嶋・前掲注(70), 73頁。
- 72) 岩田美香「少年非行から子どもの貧困と学校見守り役としての学校」浅井春夫等編『子どもの貧困——子ども時代の幸せと平和のために』(明石書店, 2008年)168頁。
- 73) 岩田・前掲注(72), 168頁。
- 74) 岡邊・前掲注(68), 9-11頁。
- 75) 裁判所職員総合研修所「平成17年度家裁調査官実務研究 重大触法事件の実証研究——11歳から13歳までの少年による殺人, 放火を中心として——」(2005年)23頁。
- 76) 裁判所職員総合研修所・前掲注(75), 23頁。
- 77) 裁判所職員総合研修所・前掲注(75), 24頁。
- 78) 裁判所職員総合研修所・前掲注(75), 24頁。
- 79) 岡田・前掲注(26), 71頁。
- 80) 牛窪・前掲注(30), 70頁。
- 81) 牛窪・前掲注(30), 70頁。
- 82) 井垣・前掲注(38), 44頁。
- 83) 井垣・前掲注(38), 44頁。
- 84) 溝上・前掲注(51), 10頁。
- 85) 木下貴司「最近の少年非行の動向について」青少年問題第31巻第12号(1984年)11頁。
- 86) 古川・前掲注(59), 14頁。
- 87) 裁判所職員総合研修所・前掲注(75), 23頁。
- 88) 大橋・前掲注(40), 82頁。
- 89) 法務省法務総合研究所編『平成23年版犯罪白書——少年・若年犯罪者の実態と再犯防止——』(日系印刷, 2011年)63頁。
- 90) 法務省法務総合研究所・前掲注(89), 63頁。
- 91) 法務省法務総合研究所・前掲注(89), 63頁。
- 92) 荒木伸怡「少年法執行機関による働きかけとその限界についての一考察」『青少年: 生活と行動 若者の世界をアクチュアルに描く』ジュリスト増刊総合特集26号(有斐閣, 1982年)289頁。
- 93) 荒木・前掲注(92), 289頁。
- 94) 森田宗一『少年法のゆくえ』(有真堂, 1976年)210-211頁。
- 95) 森田・前掲注(94), 210-211頁。

- 96) 森田・前掲注(94), 210-211頁。
- 97) 荒木・前掲注(92), 289頁。
- 98) 荒木・前掲注(92), 289頁。
- 99) 森田・前掲注(94), 210-211頁。
- 100) 森田・前掲注(94), 210-211頁。
- 101) 荒木・前掲注(92), 290頁。
- 102) 荒木・前掲注(92), 290頁。
- 103) 荒木・前掲注(92), 290頁。
- 104) 荒木・前掲注(92), 290頁。
- 105) 刑集30巻5号615頁。
- 106) 山口直也『少年司法と国際人権』（成文堂，2013年）147頁。
- 107) 山口・前掲注(106), 147頁。
- 108) 山口・前掲注(106), 147頁。
- 109) 武内謙治『少年法講義』（日本評論社，2015年）87頁。
- 110) 塚本晴二郎「少年犯罪報道と専門職倫理：成長発達権を手掛かりにして」応用倫理第7巻第3号（2013年）9-10頁。
- 111) 塚本・前掲注(110), 9-10頁。
- 112) 本庄武「成長発達権の内実と少年法61条における推知報道規制の射程」一橋法学第10巻第3号（2011年）853頁。
- 113) 武内・前掲注(109), 87頁。
- 114) 本庄・前掲注(112), 853頁。
- 115) 武内・前掲注(109), 77頁。
- 116) 武内・前掲注(109), 77頁。
- 117) 武内・前掲注(109), 77頁。
- 118) 武内・前掲注(109), 77頁。
- 119) 武内・前掲注(109), 77頁。
- 120) 武内・前掲注(109), 84頁。
- 121) 武内・前掲注(109), 84頁。
- 122) 武内・前掲注(109), 84頁。
- 123) 武内・前掲注(109), 84-85頁。
- 124) 武内・前掲注(109), 85頁。
- 125) 守山正，後藤弘子 編『ビギナズ少年法』（成文堂，2005年）7頁。
- 126) 守山等・前掲注(125), 5-6頁。
- 127) 守山等・前掲注(125), 7頁。
- 128) 花岡明正「少年法とバターナリズム」澤登俊雄先生古希祝賀論文集『少年法の展望』（現代人文社，2000年）45頁。
- 129) 花岡・前掲注(128), 45頁。
- 130) 花岡・前掲注(128), 42頁。
- 131) 荒木・前掲注(92), 290頁。

- 132) 武内・前掲注(109), 85頁。
- 133) 武内・前掲注(109), 85-86頁。
- 134) 武内・前掲注(109), 85-86頁。
- 135) 武内・前掲注(109), 85-86頁。
- 136) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 137) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 138) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 139) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 140) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 141) 児童福祉法規研究会『最新・児童福祉法の(母子及び寡婦福祉法・母子保健法)解説』(時事通信社, 1951年) 37頁。
- 142) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 37頁。
- 143) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 37頁。
- 144) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 40頁。
- 145) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 40頁。
- 146) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 40頁。
- 147) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 41頁。
- 148) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 41頁。
- 149) 児童福祉法規研究会・前掲注(141), 41頁。
- 150) 荒巻重人「子どもの権利条約の成立・内容・実施」喜多明人, 森田明美, 広沢明, 荒牧重人 編『[逐条解説] 子どもの権利条約』(日本評論社, 2009年) 3頁。
- 151) 荒巻・前掲注(150), 3頁。
- 152) 荒巻・前掲注(150), 3頁。
- 153) 荒巻・前掲注(150), 6-7頁。
- 154) 荒巻・前掲注(150), 6-7頁。
- 155) 荒巻・前掲注(150), 6-7頁。
- 156) 山口・前掲注(106), 144頁。
- 157) 荒巻・前掲注(150), 6-7頁。
- 158) 山口・前掲注(106), 145頁。
- 159) 山口・前掲注(106), 145頁。
- 160) 山口・前掲注(106), 145頁。
- 161) 山口・前掲注(106), 145頁。
- 162) 荒木・前掲注(92), 291頁。
- 163) 武内・前掲注(109), 87-88頁。
- 164) 内閣府『子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供達が夢と希望を持って成長していき
る社会の実現を目指して～』(2014年) 3頁。
- 165) 内閣府・前掲注(164), 2頁。
- 166) 内閣府・前掲注(164), 2頁。
- 167) 内閣府・前掲注(164), 4頁。

- 168) 内閣府・前掲注(164), 4頁。
- 169) 内閣府・前掲注(164), 4頁。
- 170) 内閣府・前掲注(164), 4頁。
- 171) 内閣府・前掲注(164), 4頁。
- 172) 内閣府・前掲注(164), 4頁。
- 173) 内閣府・前掲注(164), 5頁。
- 174) 内閣府・前掲注(164), 5頁。
- 175) 内閣府・前掲注(164), 5頁。
- 176) 内閣府・前掲注(164), 5頁。
- 177) 湯澤直美「子どもの貧困をめぐる政策動向」家族社会学研究第27巻第1号（2015年）73頁。
- 178) 湯澤・前掲注(177), 73頁。
- 179) 湯澤・前掲注(177), 73頁。
- 180) 松本等・前掲注(1), 90頁。
- 181) 松本等・前掲注(1), 90頁。
- 182) 松本等・前掲注(1), 90頁。
- 183) 松本等・前掲注(1), 90頁。
- 184) 松本等・前掲注(1), 90頁。
- 185) 松本等・前掲注(1), 91頁。
- 186) 松本等・前掲注(1), 91頁。
- 187) 松本等・前掲注(1), 91頁。
- 188) 松本等・前掲注(1), 91頁。
- 189) 池谷和子「子どもの貧困対策と家族——『家族の中の子ども』という視点から——」現代社会研究第15号（2017年）99頁。
- 190) 池谷・前掲注(189), 99-100頁。
- 191) 池谷・前掲注(189), 100頁。
- 192) 末富芳「子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校」研究紀要第91巻（2016年）33-34頁。
- 193) 末富は、家庭のバックグラウンドが不安定な状況を、貧困やシングルペアレントであるとしている。末富・前掲注(192), 33頁。
- 194) 平面的平等観とは「子どもの能力差を認めず、特定の子どものを特別扱いしない、平等な処遇を目指す」としている。西田芳正『排除する社会・排除に抗する学校』（大阪大学出版, 2012年）195頁。末富・前掲注(192), 34頁。
- 195) 末富・前掲注(192), 33-34頁。
- 196) 末富・前掲注(192), 34頁。
- 197) 内閣府・前掲注(164), 5頁。
- 198) 小澤紀美子「子どもの貧困に地方政府はどう取り組むのか——荒川区・武蔵野市を事例として」学術の動向（2017年）47-48頁。
- 199) 坂本毅啓「子どもの貧困対策としての学習支援の展開と政策的課題～保護者を含めた世

帯全体への支援の重要性～」医療福祉研究第1巻第1号（2018年）45頁。

- 200) 坂本・前掲注(199), 46-47頁。
- 201) 坂本・前掲注(199), 48頁。
- 202) 坂本・前掲注(199), 48頁。
- 203) 坂本・前掲注(199), 48頁。
- 204) 坂本・前掲注(199), 48頁。
- 205) 志賀文哉「『食堂活動』の可能性」富山大学人間発達科学部紀要第12巻第2号(2018年) 125頁。
- 206) 富山県「富山県子どもほっとサロン事業実施要綱」http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00017693/01127301.pdf(最終閲覧日2018年11月29日)。
- 207) 富山県・前掲注(206)。
- 208) 富山県・前掲注(206)。
- 209) 湯浅誠「『なんとかする』子どもの貧困」(角川新書, 2017年) 94頁。
- 210) 湯浅・前掲注(209), 93頁。
- 211) 湯浅・前掲注(209), 93頁。
- 212) 松本等・前掲注(1), 180頁。
- 213) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 214) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 215) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 216) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。幸重忠孝, 村井琢哉「子どもたちとつくる貧困とひとりぼっちのないまち」(かがわ出版, 2013年) 38頁。
- 217) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 218) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 219) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 220) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 221) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 222) 宿泊可能な法人施設を活用し, 近隣の小学校と連携して, 夜, 家庭で1人で過ごす小学生たちが, 平日17時から翌朝の登校まで, 学生サポーターたちと過ごす。
- 223) 商店街の空き店舗を活用した「子ども生活支援センター」で, 夜, 家庭で1人過ごす小・中学生が平日17時から21時まで, 学生サポーターとマンツーマンで過ごす。
- 224) 松本等・前掲注(1), 182頁。
- 225) 松本等・前掲注(1), 180-181頁。
- 226) 松本等・前掲注(1), 182頁。
- 227) 特定非営利法人食べて語ろう会「『食べて語ろう会』って?」<https://tabetekatkaroukai.wordpress.com/%E3%80%8C%E9%A3%9F%E3%81%B9%E3%81%A6%E8%AA%9E%E3%82%8D%E3%81%86%E4%BC%9A%E3%80%8D%E3%81%A3%E3%81%A6%E4%BC%9F/>(最終閲覧日2018年12月16日)。
- 228) 伊集院要「ばっちゃん〜子どもたちの居場所。広島のマザー・テレサ〜」(扶桑社, 2017年) 150頁。

- 229) 伊集院・前掲注(228), 25-26頁。
- 230) 湯浅・前掲注(209), 76-78頁。
- 231) 湯浅・前掲注(209), 77頁。
- 232) 湯浅・前掲注(209), 77頁。
- 233) 湯浅・前掲注(209), 78頁。
- 234) 富山県・前掲注(206)。
- 235) 志賀・前掲注(205), 124頁。
- 236) 幸重, 村井・前掲注(216), 48頁。
- 237) 幸重, 村井・前掲注(216), 48頁。
- 238) 幸重, 村井・前掲注(216), 49頁。
- 239) 幸重, 村井・前掲注(216), 50頁。
- 240) 「子ども食堂, 2200ヵ所超 自治体補助広がる 支援団体調査」『朝日新聞』2018年4月4日付朝刊, 1 総合面, 1 頁。「子ども食堂, なお資金難 全国に2200ヵ所超, 目立つ個人運営 食中毒・事故にそなえ」『朝日新聞』2018年4月4日付朝刊, 5 総合面, 7 頁。
- 241) 最も多いのは東京都の335ヵ所, 最も少ないのは徳島, 長崎の7ヵ所である。朝日新聞・前掲注(240), 1 頁。
- 242) 「子ども食堂, 徳島県内低調 3市8ヵ所」『徳島新聞』2018年4月11日 <http://www.topics.or.jp/articles/-/33351> (最終閲覧日2018年12月3日)。
- 243) 松本等・前掲注(1), 182頁。